

行方市地域防災計画 資料編

令和8年3月

行方市防災会議

目次

1. 防災体制・組織運営	1
1-1 行方市防災会議条例	1
1-2 行方市防災会議運営要綱	3
1-3 行方市災害対策本部条例	4
1-4 防災に関係のある各関係機関窓口	5
1-5 消防関係	6
(1) 消防水利の現況	6
(2) 防災減災対策用配備品一覧	6
(3) 消防職員配置状況表	7
(4) 消防団員定数表	7
(5) 消防団員配置状況表	8
1-6 自主防災組織関係	9
(1) 民間防火組織（幼年消防クラブ）の状況	9
(2) 行政区 92 区一覧	9
2. 応援・協定	10
2-1 消防相互応援協定の締結等状況	10
2-2 東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定の締結状況	10
2-3 行方市災害時応援協定・覚書締結一覧	11
2-4 茨城県広域消防相互応援協定書	15
2-5 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	17
2-6 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）	18
3. 地震及び気象に係る基礎データ	19
3-1 気象庁震度階級関連解説表	19
3-2 特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要	20
3-3 注意報・警報の発表基準	22
4. 避難所等	23
4-1 避難施設のデータベース	23
5. 危険箇所等	26
5-1 土砂災害警戒区域等の指定箇所	26
5-2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	29
5-3 茨城県津波浸水想定図全体図	30
6. 輸送・交通関係	31
6-1 緊急輸送道路指定状況	31
6-2 緊急輸送道路図	32

6-3	公用車一覧	33
6-4	自衛隊部隊等指揮連絡用ヘリコプター発着場（防災ヘリコプター等離着陸場兼用）	39
6-5	防災ヘリコプター等離着陸場	39
7.	災害時医療	40
7-1	市内の医療機関	40
7-2	広域災害・救急医療情報システム参加医療機関（救急告示医療機関）	40
8.	災害救助法関連	41
8-1	災害救助法施行細則に基づく被害状況報告表	41
8-2	被害の認定基準	42
8-3	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	44
8-4	災害救助法の概要	48
9.	要配慮者対策関連	50
9-1	主な要配慮者地域別数	50
9-2	災害危険地区に立地する要配慮者利用施設	50
10.	廃棄物処理・火葬場等の施設関連	51
10-1	廃棄物処理施設	51
10-2	火葬場	51
11.	その他	52
11-1	行方市大規模水害用タイムライン（防災行動計画）	52
11-2	被害状況調査票	53
11-3	国土交通省による災害対策用資機材の派遣手続き（様式）	58
11-4	NTT 東日本による災害用伝言ダイヤルの操作方法	60

1. 防災体制・組織運営

1-1 行方市防災会議条例

平成 17 年 9 月 2 日

条例第 17 号

改正平成 25 年 2 月 27 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、行方市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行方市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務
(平 25 条例 4・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は 20 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 行政区の区長のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて委嘱する者
- 6 前項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。
(平 25 条例 4・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

1. 防災体制・組織運営

附則

この条例は、平成 17 年 9 月 2 日から施行する。

附則(平成 25 年条例第 4 号)

この条例中、第 1 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

1-2 行方市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行方市防災会議条例（平成17年行方市条例17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、行方市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議(以下「会議」という。)の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうち次に掲げる者がその職務を代理する。

- (1)行方市副市長
 - (2)行方市総務部長
- 2 前項に掲げる者が会長を代理する順位は、同項各号の順序による。

(委員の権限の委任)

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(議事録)

第5条 会議の議事録は、事務局において作成する。

附則

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

1-3 行方市災害対策本部条例

平成 17 年 9 月 2 日
条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、行方市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、平成 17 年 9 月 2 日から施行する。

附則(平成 25 年条例第 4 号)

この条例中、第 1 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

1-4 防災に関係のある各関係機関窓口

各関係機関	防災担当課	電話番号（夜間・休日の場合等を含む） 太字は非常・緊急通話受付用指定電話	
1. 行方市	総務課	0299-72-0811	0299-72-0815
2. 茨城県機関			
茨城県	防災・危機管理課	029-301-2885	029-301-8800
"	河川課	029-301-4490	029-301-4490
"	厚生総務課	029-301-3117	029-301-3129
"	原子力安全対策課	029-301-2922	029-301-6001
鹿行県民センター	県民福祉課	0291-33-4110	
鉾田工事事務所		0291-33-2141	
県警察本部	警備部警備課	029-301-0110	内線 5751
行方警察署	警備課	0299-72-0110	
潮来保健所または潮来保健所鉾田支所		0299-66-2114	
3. 指定地方行政機関			
農林水産省関東農政局茨城県拠点		029-221-2184	
国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 調査課		0299-63-2415	
"	管理課	0299-63-2418	
水戸地方気象台		029-224-1106	
成田空港事務所	総務課	0476-32-0909	
4. 指定公共機関			
東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）茨城支店		029-232-4825	
東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター		0120-995-007	
㈱NTT ドコモ茨城支店		029-222-5285	
KDDI ㈱北関東支社ソリューション水戸支店		029-228-6671	
ソフトバンク㈱		0800-919-0157	
水資源機構利根川下流総合管理所		0299-79-3311	
日本赤十字社茨城県支部		029-241-4516	
5. 指定地方公共機関			
行方市社会福祉協議会		0299-36-2020	
茨城県社会福祉協議会		029-241-1133	
茨城県医師会		029-241-8446	
茨城県歯科医師会		029-252-2561	
茨城県薬剤師会		029-225-9393	
茨城県看護協会		029-221-6900	
茨城県バス協会		029-247-6603	
茨城県トラック協会		029-243-1422	
茨城県土地改良事業団体連合会		029-225-5651	
6. 自衛隊（駐屯地）			
陸上自衛隊施設学校（勝田）	警備課	029-274-3211	内線 234 時外 302
陸上自衛隊武器学校（土浦）	警備課	029-887-1171	内線 285 時外 302
陸上自衛隊第1施設団（古河）	第3科	0280-32-4141	内線 236 時外 203 防 767-403
陸上自衛隊関東補給処（霞ヶ浦）	警備課	029-842-1211	内線 2410 時外 2302
航空自衛隊第7航空団（百里）	防衛班	0299-52-1331	内線 231 時外 215
7. 鹿行広域消防本部	総務課	0291-34-2119	
"	指揮情報室	0291-34-8119	

1-5 消防関係

(1) 消防水利の現況

平成30年4月1日現在

区分		箇所数	区分	箇所数		
公設	防火水槽	消火栓 (150φ以上)	640	その他	河川・溝	31
		20m ³ 以上 40m ³ 未満	229		海・湖	17
		40m ³ 以上 60m ³ 未満	172		プール	0
		60m ³ 以上 100m ³ 未満	11		濠・池等	2
		100m ³ 以上	1		下水道	-
		井戸	1		その他	-
	私設防火水槽 40m ³ 以上 60m ³ 未満	3	合計		1,107	

(2) 防災減災対策用配備品一覧

資機材名称	数量
インバーター発電機	2
サークルライト	4
サークルライト用スタンド	4
投光機	4
防雨型コードリール	4
ガソリン携行缶 (20L)	2
ガソリン携行缶 (10L)	2
防災工具セット	1

※1 施設当たり

(3) 消防職員配置状況表

令和8年1月1日現在

所属別	階級別	合計	消防職員							事務 吏員		
			消防 正監	消防 監	消防 司令 長	消防 司令	消防 司令 補	消防 士長	消防 副士 長		消防 士	
消防本部	消防長	1	1									
	次長	1		1								
	総務課	7			2	1		2			2	
	警防課	21			1	7	6	3	4			
	予防課	7			1	3	3					
	消防学校派遣	1					1					
	いばらき消防指令センター 出向	3				2	1					
	計	41	1	1	4	13	11	5	4	0	2	
行方消防署	参事兼署長	1		1								
	副署長											
	副参事兼課長	2			2							
	総務係	10				1	3	3		3		
	警防係	8					2	3	3			
	査察指導係	8				1	2	2	3			
	予防係	8				1	2	2	1	2		
	調査係	6					3	1	2			
	計	43	0	1	2	3	12	11	9	5		
	麻生出張所	所長	1				1					
		第一係	6				1	1		3	1	
		第二係	5				1	1	1	2		
		計	12				3	2	1	5	1	
	玉造出張所	所長	1				1					
		第一係	6					2	1	2	1	
		第二係	5				1	1	2	1		
計		12				2	3	3	3	1		

(4) 消防団員定数表

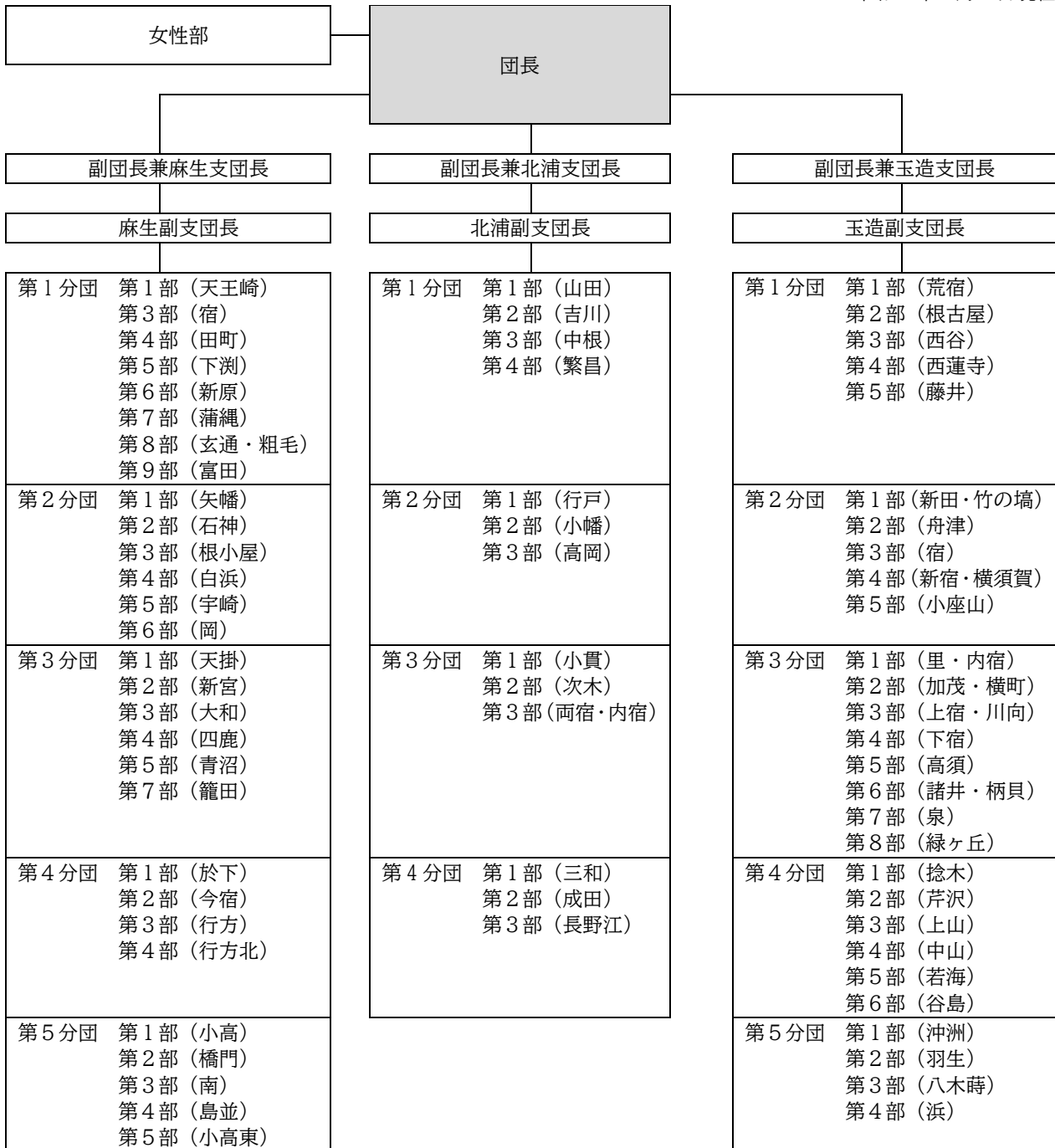
令和7年4月1日現在

区分			麻生支団	北浦支団	玉造支団
階級別 実員	条例定数		1,120		
	実員合計		1,032		
	団長		1		
	副団長		3		
	支団長		※1	※1	※1
	副支団長		1	1	1
	分団長		5	4	5
	副分団長		5	4	5
	部長	女性部 1	27	13	27
	班長	女性部 0	54	29	48
	団員	女性部 8	311	209	270

※副団長兼務

(5) 消防団員配置状況表

令和7年4月1日現在



1-6 自主防災組織関係

(1) 民間防火組織（幼年消防クラブ）の状況

令和7年4月1日現在

クラブ名	結成年月	クラブ員数		
		男	女	計
麻生こども園幼年消防クラブ	S.60.4.1	36	30	66
龍翔寺こども園幼年消防クラブ	S.60.4.1	58	41	99
北浦こども園幼年消防クラブ	S.60.4.1	27	35	62
認定こども園のぞみ幼年消防クラブ	S.60.4.1	56	42	98
玉造第一保育園幼年消防クラブ	S.60.4.1	18	23	41
玉造第二保育園幼年消防クラブ	S.60.4.1	3	9	12
玉造第三保育園幼年消防クラブ	S.60.4.1	15	20	35

(2) 行政区 92 区一覧

平成31年1月1日現在

麻生地区 (38 区)			北浦地区 (20 区)						玉造地区 (34 区)					
番号	地区	行政区名	番号	地区	行政区名	番号	地区	行政区名	番号	地区	行政区名	番号	地区	行政区名
1	麻生	富田第一	21	大和	四鹿杉平	1	津澄	吉川	1	玉川	荒宿	21	玉造	柄貝
2	麻生	富田第二	22	大和	小牧板峰	2	津澄	繁昌	2	玉川	藤井	22	玉造	諸井
3	麻生	粗毛	23	大和	新宮	3	津澄	中根	3	玉川	玉造根古屋	23	玉造	泉
4	麻生	玄通	24	大和	天掛	4	津澄	山田第一	4	玉川	西谷	24	玉造	緑ヶ丘
5	麻生	蒲縄	25	大和	籠田	5	津澄	山田第二	5	玉川	西蓮寺	25	現原	捻木
6	麻生	古宿	26	行方	於下	6	津澄	山田第三	6	手賀	玉造新田	26	現原	芹沢
7	麻生	麻生新田	27	行方	今宿	7	津澄	山田第四	7	手賀	竹の塙	27	現原	上山
8	麻生	麻生宿	28	行方	行方	8	要	行戸	8	手賀	舟津	28	現原	中山
9	麻生	下漕	29	行方	藤井久保	9	要	小幡北	9	手賀	玉造宿	29	現原	若海
10	麻生	田町	30	行方	船子	10	要	小幡南	10	手賀	新宿	30	現原	谷島
11	麻生	新原	31	行方	五町田	11	要	南高岡	11	手賀	小座山	31	立花	浜
12	太田	矢幡第一	32	小高	島並	12	要	北高岡	12	手賀	横須賀	32	立花	八木蒔
13	太田	矢幡第二	33	小高	南	13	武田	両宿	13	玉造	里	33	立花	羽生
14	太田	石神	34	小高	橋門	14	武田	北浦内宿	14	玉造	玉造内宿	34	立花	沖洲
15	太田	麻生根小屋	35	小高	小高	15	武田	成田	15	玉造	横町			
16	大和	蔵川	36	小高	井貝	16	武田	三和	16	玉造	加茂			
17	大和	白浜	37	小高	繕沢	17	武田	長野江	17	玉造	上宿			
18	大和	宇崎	38	小高	谷	18	武田	次木	18	玉造	川向			
19	大和	岡				19	武田	小貫下	19	玉造	高須			
20	大和	青沼				20	武田	小貫上	20	玉造	下宿			

2. 応援・協定

2-1 消防相互応援協定の締結等状況

令和2年1月1日現在

協定締結年月日	協定締結先・指定名称
昭和54年4月1日	百里基地周辺における航空機事故及び航空機事故に伴う災害発生の場合の連絡調整に関する協定
昭和59年12月14日	茨城町
昭和59年12月25日	大洗町
昭和62年2月26日	かすみがうら市
昭和62年7月29日	鹿島地方事務組合
平成元年4月1日（運用）	茨城県広域消防相互応援協定
平成13年11月16日	百里基地との消防相互応援協定
平成18年9月1日	香取広域市町村圏事務組合
平成18年11月28日	西東京市災害時の相互応援協定
平成18年12月1日	小美玉市

2-2 東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定の締結状況

平成31年1月1日現在

協定締結年月日	協定締結先・指定名称
平成18年8月24日	千葉市ほか9市1町3組合

2-3 行方市災害時応援協定・覚書締結一覧

	番号	協定等名	締結年月日	協定等相手先	内容
物資提供	1	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	平成18年8月1日	いばらきコープ生活協同組合	物資供給の協力、物資の運搬
	2	災害時における支援及び協力に関する協定	平成24年3月19日	株式会社カスミ	救援物資の供給及び被災者の応急救済
	3	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	平成24年3月29日	株式会社カインズ	生活物資の供給協力
	4	災害時における支援及び協力に関する協定	平成24年3月29日	株式会社ベイシア	救援物資の供給及び被災者の応急救済
	5	災害時等における食料品及び飲料水等の提供に関する協定（市と大塚製薬㈱との食と農と健康に係る包括連携協定に基づく）	平成27年6月3日	大塚製薬株式会社	災害時の食料品、飲料水等の円滑な確保
資機材	6	災害時における資機材リースの協力に関する協定	平成24年3月29日	箕輪リース株式会社	資機材のリース
	7	災害時等における緊急救援輸送時の協力に関する協定	平成25年11月1日	社団法人茨城県トラック協会鹿行支部	物資等の緊急救援輸送・関係する人員派遣等に関する協力
	8	災害時における支援及び協力に関する協定	平成27年7月14日	なめがた農業協同組合	農協の取扱商品、農産物等の物資供給 災害時の応急対策に必要な人的支援
	9	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成28年4月1日	行方市建設協議会	危険箇所等の巡視、被災情報の収集及び連絡、資機材等又は労務の調査及び輸送、応急復旧作業及び本復旧作業
	10	災害時における水道資機材の優先供給に関する協定書	令和2年10月1日	富美通信興業株式会社	災害が発生または発生のおそれがある場合に、資機材の提供を要請することが出来る
	11	災害時におけるレンタル機材の無償提供に関する協定書	令和6年4月15日	箕輪リース株式会社	仮設トイレ、発電機、水中ポンプ、グレーダー、ホイールローダーの設置等の無償提供
	12	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	令和7年6月27日	株式会社アクティオ	仮設トイレ及び照明機器のほか
電力・燃料	13	行方市防災行政無線の活用に関する協定	平成18年6月12日	東京電力株式会社竜ヶ崎支社・土浦支社	電力供給の停止に伴う防災行政無線を活用した広報 H28.4.1 東京電力（株）から東京電力パワーグリッド（株）へ社名変更
	14	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成24年3月29日	茨城県石油業協同組合行方支部（麻生部会・北浦部会・玉造部会）	燃料等の供給
	15	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成24年3月29日	なめがた農機燃料株式会社	燃料等の供給
	16	災害時における電気設備の復旧に関する協定	平成25年12月18日	一般財団法人関東電気保安協会茨城事業本部	電力復旧に際して送電可否の判断、電力確保に関する試験測定及び助言
	17	災害時における支援及び協力に関する協定	平成28年6月23日	茨城県高圧ガス保安協会行方支部	LPガスと炊き出し器具（屋外用ガスコンロ・囲い等）の提供
	18	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	令和3年4月1日	東京電力パワーグリッド株式会社竜ヶ崎支社	災害時における電力の早期回復を目的とした連絡体制・情報共有

2. 応援・協定

	番号	協定等名	締結年月日	協定等相手先	内容
通信・広報	19	災害時における相互協力に関する覚書	平成12年3月15日	麻生郵便局	郵政事業の災害特別事務、施設の提供、情報の相互提供避難所への臨時郵便箱設置等
	20	災害時における相互協力に関する覚書	平成12年11月24日	玉造郵便局	郵政事業の災害特別事務、施設の提供、情報の相互提供避難所への臨時郵便箱設置等
	21	N T Tの通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用に関する覚書	平成18年6月12日	東日本電信電話株式会社茨城支店	N T Tの通信サービス停止に伴う防災行政無線を利用した広報
	22	行方市防災行政無線局の設置管理運用に関する協定	平成19年1月1日	鹿行広域事務組合・鹿行広域事務組合消防本部	遠隔制御装置の設置及び管理並びに運用
	23	災害時の情報交換に関する協定	平成23年4月1日	国土交通省関東地方整備局	災害対処のための情報交換、情報連絡員の派遣
	24	災害時における放送要請に関する協定	平成25年1月16日	鹿嶋市・エフエムかしま市民放送株式会社	災害の発生又は、発生のおそれがある場合の必要な放送実施
	25	災害時における臨時広報紙の配布協力に関する協定	平成25年3月18日	有限会社オーエム・メディア	緊急時における臨時広報紙の配布協力
	26	災害時における支援協力に関する協定	平成26年7月1日	茨城県行政書士会	災害時の被災者支援のための行政書士業務協力
	27	災害時における放送要請に関する協定	平成28年8月4日	株式会社茨城放送	避難勧告のほか、道路の被害状況、交通情報、避難所、給水所、救護所等の市民への安全安心に関わる大切な情報をラジオ放送により迅速に確実に伝える。
	28	災害に係る情報発信等に関する協定	令和元年12月27日	ヤフー株式会社	災害時の行政機能の低下を軽減するため、災害情報発信を主とした取組を実施
29	茨城県行方市と日本郵便株式会社との包括連携協定 災害発生時の協力に関する覚書	令和2年12月23日	日本郵便局(株)麻生郵便局他11郵便局	緊急時の車両提供、避難者の郵便集配、広報、郵便業務の救援ほか	
医療	30	災害時の医療救護についての協定 医療救護に係る費用弁償についての覚	平成13年4月20日	水郷医師会	医療救護班の派遣、医療機関への転送の判断、死亡の判断
	31	災害時の歯科医療救護についての協定	平成26年5月19日	行方市歯科医師会	災害時の歯科医療救護
避難所	32	避難所使用に関する協定	平成19年3月16日	茨城県立麻生高等学校	茨城県立麻生高等学校の避難所使用
	33	避難所使用に関する協定	平成19年3月19日	茨城県教育委員会・茨城県教育財団	茨城県立白浜少年自然の家、女性プラザ、鹿行生涯学習センターの避難所使用
	34	避難所使用に関する協定	平成19年3月27日	茨城県立玉造工業高等学校	茨城県立玉造工業高等学校の避難所使用
	35	避難所としての使用に関する協定	平成22年3月15日	水資源機構	霞ヶ浦ふれあいランドの水の科学館に対する避難所使用
	36	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成26年2月25日	茨城県立鹿島特別支援学校(鹿嶋・潮来・神栖・鉾田と合同)	福祉避難所の設置運営
	37	災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成29年3月27日	東日本電信電話株式会社茨城支店	災害時用公衆電話設置のための電気通信回線及び電話機接続端子の敷設

	番号	協定等名	締結年月日	協定等相手先	内容
避難所	38	避難所仕様に関する協定 避難所等としての施設利用に関する覚書	令和2年 4月27日	学校法人三育学院	旧三育中学校施設の利用（避難所としては指定しない）
	39	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	令和2年 11月20日	一般財団法人日本ムービングハウス協会	災害時に移動式住宅を設置建設し仮設住宅として利用
百里	40	榎本送油所等の消防相互協定 ※施設自体が無いので効力は無い協定であるが土地の関係で防衛省と財務省で取扱を検討中のことから協定自体は破棄に至らせないこととしている。百里基地より連絡確認あり。（H24.7.4）	昭和42年 10月7日	航空自衛隊百里基地	榎本送油所及び送油管の近接火災に応援隊を派遣
	41	百里基地周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生の場合の連絡調整に関する協定	昭和54年 3月31日	航空自衛隊百里基地	航空事故及び航空事故に伴う災害発生への対応
	42	百里基地消防応援協定	平成24年 9月7日	航空自衛隊百里基地	火災時の応援隊の派遣
	43	在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定	平成27年 3月31日	千歳市他行方市を含む20自治体（計21自治体）	大規模災害時の迅速かつ円滑な相互応援協定
行政関係	44	災害時等の相互応援協定	平成6年 4月1日	茨城県全市町村	食料品その他生活必需品等の提供、被災者の救出、医療の提供、救助・復旧のための職員の派遣、被災者収容施設の提供、その他
	45	茨城県震度情報ネットワークシステムの設置及び管理運用に関する協定	平成8年 10月9日	茨城県	震度計の設置
	46	茨城県河川情報テレメーター観測所の設置及び管理運用に関する協定	平成10年 6月30日	茨城県	市庁舎に雨量局設置場所の提供
	47	ごみ処理緊急時相互支援に係る協定	平成11年 3月26日	潮来市、銚田市、鹿嶋市、神栖市	災害時のごみの受入れ及び処分
	48	茨城県防災情報ネットワークシステムの無線局の設置及び運営等に関する協定	平成11年 4月1日	茨城県	無線局の設置・運用・管理及び経費負担
	49	災害時における相互応援に関する協定	平成18年 11月28日	西東京市	応急活動の職員派遣、備蓄物資の提供、被災者の一時収容施設の提供、あっせん、その他
	50	原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定書	平成30年 1月29日	福島県いわき市（行方市を含む県内35市町村）	原子力災害時のいわき市民の広域避難実施に伴う受入れ
	51	原子力災害時におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定書	平成30年 3月29日	ひたちなか市（行方市を含む県内14市町村と同時協定）	原子力災害時のひたちなか市民の広域避難実施に伴う受入れ
	52	災害時における施設使用に関する協定書	令和3年 7月6日	茨城県行方警察署	災害時における施設使用

2. 応援・協定

	番号	協定等名	締結 年月日	協定等相手先	内容
行政関係	53	災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定	令和2年 6月1日	茨城県、茨城県全市町村、一般廃棄物の共同処理を目的とする関係一部事務組合、一般社団法人茨城県産業資源循環協会	災害廃棄物及び災害による一般廃棄物処理施設の機能停止等によって通常の処理が困難になっているごみ及びし尿の処理
人的支援	54	災害時における水道特別支援に関する協定書	令和2年 7月6日	常陽メンテナンス株式会社	災害が発生または発生の恐れがある場合に、応急給水活動及び問い合わせ対応や広報活動等における人員を派遣

2-4 茨城県広域消防相互応援協定書

第一章 総則

(目的)

第1条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、茨城県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町等」という。)相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等(以下「協定市町」という。)の全域とする。

(対象災害)

第3条 この協定の対象災害は、地震、台風、水火災等の大規模災害又は特殊災害等(以下「大規模災害等」という。)の発生による非常事態時、隣接市町等の区域を越えた広域の応援活動を必要とするものをいう。

第二章 相互応援

(応援要請)

第4条 前条に規定する大規模災害等が発生した市町等(以下「被災地市町等」という。)の長又は消防長(以下「被災地市町等の長」という。)は、原則として県を経由して、応援隊の派遣及び資器材等の調達について要請を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援要請に必要な事項は、茨城県消防広域応援基本計画(以下「基本計画」という。)に定めるところによるものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町(以下「応援市町等」という。)の長又は消防長(以下「応援市町等の長」という。)は、特別の事由がない限り、残留消防力に支障のない範囲において応援隊の派遣を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援隊の派遣に必要な事項は、基本計画に定めるところによるものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第6条 応援市町等の長は、被災市町村等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を被災市町等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、被災地市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援市町等の長は、応援活動の結果を速やかに県及び被災地市町等の長に報告するものとする。

2 被災地市町等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を県及び応援市町等の長に報告するものとする。

第三章 経費負担

(経費の負担)

第9条 応援出動に要する経費負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

2. 応援・協定

ア 人件費、燃料等の経常的経費

イ 応援職員（消防団員含む。以下同じ。）が応援業務による負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援職員が被災地市町等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 第6条の規定に基づく、消防職員による輸送及び連絡等に要する経費

(2) 被災地市町等が負担する経費

ア 応援市町等の要請にかかわる救援物資及び第6条に規定する消防用資器材等の調達経費

イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する経費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度被災地市町等と応援市町等との間で協議し定めるものとする。

(経費の請求)

第10条 応援市町等の長は、応援に要した経費を請求するときは、経費請求書（別記様式）により、被災地市町等の長へ請求するものとする。

第四章 雑則

(他協定との関係)

第11条 この協定は、市町等の長が別に消防組織法第39条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(疑義)

第12条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町等の長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定を証するため、協定市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

付 則

この協定は、平成29年3月6日から効力を生ずる。

従前の茨城県広域消防相互応援協定は廃止する。

2-5 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

（様式1）

	文書番号第	号
	令和 年 月	日
茨城県知事 殿	行方市長	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）		
うえのことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。		
記		
1 災害の情况及び派遣要請の事由		
(1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他()		
(2) 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分		
(3) 場所		
(4) 被害状況		
(5) 要請する理由		
2 派遣を希望する期間		
自 令和 年 月 日 時 分		
至 令和 年 月 日 時 分		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 活動希望区域 県 市 町 郡 村		
(2) 活動内容		
4 その他参考事項		
(1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況		
(2) 派遣部隊の宿営(宿泊)地又は宿泊施設の状況		
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法		
(4) 気象の概況		
(5) その他		

2-6 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

（様式2）

茨城県知事殿	文書番号第 令和 年 月 日 行方市長 印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）	
令和 年 月 日付 を依頼します。	号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請
記	
1 撤収要請理由	
2 撤収期日 令和 年 月 日 時 分	
3 その他必要事項	

3. 地震及び気象に係る基礎データ

3-1 気象庁震度階級関連解説表

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や、書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

3-2 特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要

● 警戒レベル相当情報

警報等の名称等		概要
レベル5 特別警報 (警戒レベル5 に相当)	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1 が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表
	レベル5 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表
	レベル5 氾濫特別警報	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表
レベル4 危険警報 (警戒レベル4 に相当)	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表
	レベル4 土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、避難が必要な状況の場合に発表
	レベル4 氾濫危険警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表
レベル3 警報 (警戒レベル3 に相当)	レベル3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれのあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表
	レベル3 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表
	レベル3 氾濫警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表
レベル2 注意報 (警戒レベル2)	レベル2 大雨注意報	大雨による浸水害等※1 が起こるおそれのある場合に発表
	レベル2 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表
	レベル2 氾濫注意報	河川※2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表

※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表される。

※2 洪水予報河川を対象

● 警戒レベル相当情報以外

警報等の名称等		概要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。

警報等の名称等		概 要
注意報	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

3-3 注意報・警報の発表基準

令和7年5月29日現在

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	18
		土砂災害	土壌雨量指数基準	138
	洪水		流域雨量指数基準	蔵川流域=10.9、山田川流域=12.2、城下川流域=7.5、梶無川流域=13.6
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦 [出島・白浜]
		暴風	平均風速	20m/s
		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10 cm
		波浪	有義波高	
		高潮	潮位	
注意報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	9
		土砂災害	土壌雨量指数基準	35
	洪水		流域雨量指数基準	蔵川流域=8.7、山田川流域=9.7、城下川流域=6、梶無川流域=10.8
			複合基準 *1	山田川流域= (5, 9.7)、城下川流域= (5, 6)
			指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦 [出島・白浜]
		強風	平均風速	12m/s
		風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm
		波浪	有義波高	
		高潮	潮位	
		雷	落雷等により被害が想定される場合	
		融雪		
		濃霧	視程	100m
		乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60% *2	
		なだれ		
		低温	夏期：最低気温 15℃以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下	
		霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
		着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100 mm

資料：気象庁「警報・注意報発表基準一覧表(行方市)」

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

*2 湿度は水戸地方気象台の値

4. 避難所等

4-1 避難施設のデータベース

● 行方市指定避難所等位置



国土地理院発行 1/25,000 を使用して作成

● 行方市指定避難所

整理番号	名称	所在地		施設		管理する担当窓口		避難施設の面積		トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	休行設備		備品		非市用電源の有無	大型車両のアクセス可否	備考		
		市町名称	丁目・番	名称	電話	FAX	管内(人)	種別(人)	面積(m ²)				面積(m ²)	トイレ	エレベーター	スロープ				コンクリート造等	その他
1	行方市 康生1561-9	行方市	康生1561-9	0299720811	029972174	行方市 総務課 財政課	0291720811	0299722174	275	300	550	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	行方市 康生1562-1	行方市	康生1562-1	0299808070	0299770840	行方市 学校教育課	0291352111	0291351785	1,420	1,566	2,840	15,460	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	行方市 康生1563-1	行方市	康生1563-1	0299770791	0299770667	行方市 スポーツ振興課	0291352120	0291353854	690	477	1,380	4,770	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	行方市 康生1147-1	行方市	康生1147-1	0299720049	0299720615	行方市 学校教育課	0291352111	0291351785	1,105	480	2,210	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	行方市 康生1564-1	行方市	康生1564-1	0299807701	0299732301	行方市 学校教育課	0291352111	0291351785	950	684	1,900	6,840	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	行方市 康生1221	行方市	康生1221	0299721573	0299722878	行方市 生涯学習課 康生公民館	0291721573	0299722878	675	249	1,350	2,490	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	行方市 康生1222	行方市	康生1222	0299721573	0299722878	行方市 生涯学習課 康生公民館	0291721573	0299722878	60	36	170	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	行方市 康生421-3	行方市	康生421-3	0299806422	0299720833	行方市 商工観光課	0291352111	0291351785	440	99	880	990	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	行方市 康生1570-1	行方市	康生1570-1	0291346200	0291346003	行方市 健康課	0291346200	0291346003	113	44	230	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	行方市 康生1571-1	行方市	康生1571-1	0299721573	0299722878	行方市 生涯学習課 康生公民館	0291721573	0299722878	105	100	210	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	行方市 康生1147-1	行方市	康生1147-1	0299720050	0299720531	行方市 学校教育課	0291352111	0291351785	195	84	390	840	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	行方市 山田2564-10	行方市	山田2564-10	0291321111	0291350404	行方市 総合窓口課 財政課	0291321111	0291350404	635	255	1,270	2,450	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	行方市 山田390	行方市	山田390	0291321111	0291351314	行方市 学校教育課	0291321111	0291351785	1,375	881	2,750	8,810	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	行方市 山田2175	行方市	山田2175	0291322068	0291351785	行方市 生涯学習課	0291352111	0291351785	430	146	860	1,460	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	行方市 山田2175	行方市	山田2175	0291322068	0291351785	行方市 スポーツ振興課	0291352120	0291353854	410	626	820	6,260	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	行方市 山田358-2	行方市	山田358-2	0291376636	0291352111	行方市 学校教育課	0291352111	0291351785	1,280	939	2,560	9,390	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	行方市 山田2175	行方市	山田2175	0291322068	0291351785	行方市 生涯学習課 北浦公民館	0291353777	0291353777	355	146	710	1,460	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	行方市 山田715	行方市	山田715	0291353777	0291353773	行方市 生涯学習課 北浦公民館	0291353777	0291353773	25	8	50	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	行方市 山田3282-10	行方市	山田3282-10	0291346200	0291346003	行方市 健康課	0291346200	0291346003	260	204	520	2,040	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	行方市 山田1180	行方市	山田1180	0291353777	0291353773	行方市 生涯学習課 北浦公民館	0291353777	0291353773	65	26	130	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	行方市 山田1359-3	行方市	山田1359-3	0291353777	0291353773	行方市 生涯学習課 北浦公民館	0291353777	0291353773	65	20	130	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	行方市 山田212	行方市	山田212	0291322068	0291352066	行方市 学校教育課	0291352111	0291351785	843	380	1,690	3,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	行方市 玉置甲404	行方市	玉置甲404	0299550111	0299550110	行方市 総合窓口課	0299550111	0299550110	695	188	1,390	1,880	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	行方市 玉置甲2807	行方市	玉置甲2807	0299550131	02995500639	行方市 学校教育課	0291352111	0291351785	1,715	858	3,430	8,580	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	行方市 玉置甲2807	行方市	玉置甲2807	0299550131	0299550212	行方市 スポーツ振興課	0291352120	0291353854	635	1,102	1,270	11,020	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	行方市 玉置甲2179	行方市	玉置甲2179	0299550171	0299550172	行方市 生涯学習課 玉置公民館	0299550171	0299550172	310	87	620	870	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	行方市 玉置甲3200	行方市	玉置甲3200	0299550171	0299551107	行方市 学校教育課	0291352111	0291351785	1,600	247	3,200	2,470	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	行方市 玉置甲753	行方市	玉置甲753	0299550171	0299550172	行方市 生涯学習課 玉置公民館	0299550171	0299550172	65	25	130	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	行方市 玉置甲302	行方市	玉置甲302	0299550171	0299550172	行方市 生涯学習課 玉置公民館	0299550171	0299550172	30	41	60	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	行方市 玉置甲347-3	行方市	玉置甲347-3	0299550171	0299550172	行方市 生涯学習課 玉置公民館	0299550171	0299550172	70	24	140	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	行方市 玉置甲209	行方市	玉置甲209	0299550171	0299550172	行方市 生涯学習課 玉置公民館	0299550171	0299550172	75	54	150	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	行方市 玉置甲282	行方市	玉置甲282	0299550171	0299550172	行方市 生涯学習課 玉置公民館	0299550171	0299550172	35	23	70	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	行方市 玉置甲1580	行方市	玉置甲1580	0299550171	0299550172	行方市 生涯学習課 玉置公民館	0299550171	0299550172	75	41	150	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	行方市 玉置甲781	行方市	玉置甲781	0299550114	0299552943	行方市 健康課	0291346200	0291346003	185	62	390	620	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	行方市 玉置甲2175	行方市	玉置甲2175	0299551665	0299553452	行方市 生涯学習課 玉置公民館	0291352111	0291351785	185	25	370	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	行方市 玉置甲1110	行方市	玉置甲1110	0299550281	0299554656	行方市 学校教育課	0291352111	0291351785	323	124	645	1,240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	茨城県日立市 康生高等学校	茨城県	康生1806	0299720098	0299722317	茨城県 茨城県立康生高等学校	0299720098	0299722317	1,805	709	3,610	7,090	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	茨城県日立市 玉置工業高等学校	茨城県	玉置1532	0299550138	0299553454	茨城県 茨城県立玉置工業高等学校	0299550138	0299553454	3,180	965	6,360	9,650	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	茨城県日立市 玉置高等学校	茨城県	玉置1389	0299733877	0299733925	茨城県 日立市立玉置高等学校	0299733877	0299733925	695	490	1,390	4,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【避難所の収容力想定】

○前提条件

- ・算出は、建物の延床面積、敷地面積に係数による避難使用有効面積を求め、屋内は1人当たり2㎡とし、屋外は屋内の基準を採用せず、乗用車を利用した避難も考慮し1人当たり10㎡とした。
- ・避難所（避難施設が屋内と屋外があるもの、避難場所は屋外のみ）の一次避難所は、概ね建物延床面積が1千㎡以下の規模とした。
- ・建築年は、昭和56年の新耐震構造基準以前の施設を「○」で示す。年次期間があるのは、各棟の建設竣工時を示す。
- ・想定結果は、市人口の107%が収容可能であることとなっている。

整理番号	施設の名称	建物面積㎡		主建物構造	階数	敷地面積		収容有効面積㎡		建築年 ○：S56年以前 ※：（注）	収容人員		
		計	内体育館			屋内 （約40%）	屋外 （約20%）	屋内 2㎡/1人	屋外 10㎡/1人		計		
市 合計		117,838	23,856			639,489	46,930	127,730			23,465	12,773	36,238
(R7.4.1現在) 市人口≒		31,283									人口収容率合計⇒		
											75%	41%	116%
麻生地区 計		42,799	9,711			266,202	17,060	53,180			8,530	5,318	13,848
		地区人口≒									地区人口収容率⇒		
		12,081									70.6%	44.0%	114.6%
二次避難所											地区人口収容率⇒		
											66.7%	41.8%	108.5%
1	市役所麻生庁舎	1,394		RC	2	15,042	550	3,000		H3	275	300	575
2	麻生中学校	7,105	926	RC	2	78,308	2,840	15,660		H23	1,420	1,566	2,986
3	麻生運動場	3,468	3,468	RC	2	23,883	1,380	4,770		H5	690	477	1,167
4	麻生小学校	5,530	1,455	RC	2	24,008	2,210	4,800		○※S50-S53	1,105	480	1,585
5	麻生東小学校	4,761	1,012	RC	3	34,249	1,900	6,840		H5-H24	950	684	1,634
6	麻生公民館	3,379	799	RC	3	12,498	1,350	2,490		○※S52	675	249	924
8	あそぎ温泉「白帆の湯」天王崎観光交流センター	2,209		RC/S	3/2	4,982	880	990		H15/H24	440	99	539
37	茨城県立麻生高等学校	9,029	2,051	RC	4	35,457	3,610	7,090		○※S48	1,805	709	2,514
39	茨城県女性プラザ・茨城県鹿行生涯学習センター	3,495		RC	4	24,500	1,390	4,900		S62	695	490	1,185
9ヵ所 小計		40,370	9,711			252,927	16,110	50,540			8,055	5,054	13,109
一次避難所											地区人口収容率⇒		
											3.9%	2.2%	6.1%
7	太田地区館	303		RC	1	1,802	120	360		S59	60	36	96
9	情報交流センター	599		RC	1	2,217	230	440		S63	115	44	159
10	西浦地区学習センター	532		RC	2	5,031	210	1,000		H9	105	100	205
11	麻生幼稚園	995		S	1	4,225	390	840		H25	195	84	279
4ヵ所小計		2,429				13,275	950	2,640			475	264	739
北浦地区 計		28,868	6,077			180,786	11,490	36,110			5,745	3,611	9,356
		地区人口≒									地区人口収容率⇒		
		8,118									70.8%	44.5%	115.3%
二次避難所											地区人口収容率⇒		
											58.5%	39.1%	97.6%
12	市役所北浦庁舎	3,185		SRC	3	11,793	1,270	2,350		○S53	635	235	870
13	北浦中学校	6,884	1,691	RC	2	44,097	2,750	8,810		H15-18	1,375	881	2,256
14	文化会館	2,158		RC	2	7,311	860	1,460		H6	430	146	576
15	北浦体育館	2,071	2,071	RC他	1	31,304	820	6,260		H6	410	626	1,036
16	北浦小学校	6,409	1,000	RC	2	46,950	2,560	9,390		H28	1,280	939	2,219
17	北浦公民館	1,798		RC	2	7,311	710	1,460		H5	355	146	501
19	保健センター	1,305		RC	1	10,200	520	2,040		H10	260	204	464
7ヵ所小計		23,810	4,762			158,966	9,490	31,770			4,745	3,177	7,922
一次避難所											地区人口収容率⇒		
											12.3%	5.3%	17.7%
18	栗地区館	137		W	1	447	50	80		○S50	25	8	33
20	繁昌地区学習センター	347		RC	1	1,322	130	260		S61	65	26	91
21	小貫地区学習センター	347		RC	1	1,006	130	200		S60	65	20	85
22	北浦幼稚園	4,227	1,315	RC	1	19,045	1,690	3,800		S59-H8	845	380	1,225
4ヵ所小計		5,058	1,315			21,820	2,000	4,340			1,000	434	1,434
玉造地区 計		46,171	8,068			192,501	18,380	38,440			9,190	3,844	13,034
		地区人口≒									地区人口収容率⇒		
		11,084									82.9%	34.7%	117.6%
二次避難所											地区人口収容率⇒		
											79.8%	32.8%	112.6%
23	玉造庁舎	3,493		SRC	3	9,432	1,390	1,880		○S55	695	188	883
24	玉造中学校	8,593	2,113	RC	2	41,801	3,430	8,360		H20-23	1,715	836	2,551
25	玉造運動場（農村環境改善センター含）	3,177	2,477	RC	2	55,123	1,270	11,020		S59-S60	635	1,102	1,737
26	玉造公民館	1,574		RC	2	4,350	620	870		○S46	310	87	397
27	玉造小学校	8,012	1,001	RC	3	12,372	3,200	2,470		H25	1,600	247	1,847
34	地域包括支援センター	987		RC	1	3,112	390	620		H5	195	62	257
35	図書館	946		RC	2	1,270	370	250		○S53	185	25	210
36	玉造幼稚園	1,628		RC	1	6,234	650	1,240		○S50-H19	325	124	449
38	茨城県立玉造工業高等学校	15,922	2,477	RC	4	48,262	6,360	9,650		○S45-H21	3,180	965	4,145
9ヵ所小計		44,332	8,068			181,956	17,680	36,360			8,840	3,636	12,476
一次避難所											地区人口収容率⇒		
											3.2%	1.9%	5.0%
28	羽生地区学習センター	339		RC	1	1,283	130	250		○S51	65	25	90
29	玉造西地区学習センター	154		RC	1	2,088	60	410		○S51	30	41	71
30	現原地区学習センター	373		RC	1	1,213	140	240		○S50	70	24	94
31	手賀地区学習センター	393		RC	1	2,702	150	540		○S54	75	54	129
32	八木蒔地区学習センター	183		RC	1	1,171	70	230		S57	35	23	58
33	玉川地区学習センター	397		RC	1	2,088	150	410		○S55	75	41	116
6ヵ所小計		1,839				10,545	700	2,080			350	208	558

5. 危険箇所等

5-1 土砂災害警戒区域等の指定箇所

● 行方市（旧麻生町地域）

	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害	土砂災害	告示年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
1	421-I-001	行方	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
2	421-I-002	堂入	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
3	421-I-003	子バタ	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
4	421-I-004	根畑	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	—
5	421-I-005	宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
6	421-I-006	東	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
7	421-I-007	善兵衛屋敷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
8	421-I-008	内谷津	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
9	421-I-009	小牧1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
10	421-I-010	中台	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
11	421-I-011	平須	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
12	421-I-012	宮下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
13	421-I-013	南	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
14	421-I-014	辺田下	急傾斜地の崩壊	○ (一部解除)	○ (一部解除)	平成27年5月28日
15	421-I-015	多々良	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
16	421-I-016	矢幡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
17	421-I-017	キセ	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
18	421-I-018	屋敷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
19	421-I-019	船子	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
20	421-I-020	宿1	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	—
21	421-I-021	麻生	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
22	421-I-022	四鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
23	421-I-023	小牧	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
24	421-I-024	新宮	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
25	421-I-025	宇崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
26	421-II-001	前浦	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
27	421-II-002	小牧2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
28	421-II-003	後堀	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
29	421-II-004	新宮	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
30	421-II-005	根小屋	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
31	421-III-001	井貝a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
32	421-III-002	井貝b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
33	421-III-003	南	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	—
34	421-III-004	島並a	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	—
35	421-III-005	島並b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
36	421-III-006	島並c	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
37	421-III-007	島並d	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
38	421-III-008	麻生	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
39	421-III-009	四鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
麻生箇所数			39	35	34	

● 行方市（旧北浦町地域）

	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害	土砂災害	告示年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
1	424-I-001	山下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
2	424-I-002	妙儀台	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
3	424-I-003	宿	急傾斜地の崩壊	○		平成21年3月9日
4	424-I-004	宿A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
5	424-I-005	穴瀬C	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
6	424-I-006	成田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
7	424-I-007	長町A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
8	424-I-008	長町B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
9	424-I-009	宝来	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
10	424-I-010	根木山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
11	424-I-011	成田A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
12	424-I-012	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
13	424-I-013	北高岡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月9日
14	424-II-001	穴瀬A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
15	424-II-002	穴瀬B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
16	424-II-003	宿B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
17	424-II-004	三和B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
18	424-II-005	本宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
19	424-II-006	中根	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
20	424-II-007	中宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
21	424-III-001	次木	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
22	424-III-002	内宿a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
23	424-III-003	内宿b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
24	424-III-004	成田a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
25	424-III-005	三和a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
26	424-III-006	穴瀬a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
27	424-III-007	小幡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
28	424-III-008	行戸	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
29	424-III-009	南高岡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
30	424-III-010	宮ノ下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
31	424-III-011	中根a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
32	424-III-012	吉川a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
33	424-III-013	吉川b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
34	424-III-014	繁昌a	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	—
35	424-III-015	繁昌b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
36	424-III-016	南谷a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
37	424-III-017	南谷b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
38	424-III-018	中根a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
北浦箇所数			38	37	36	

● 行方市（旧玉造町地域）

	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害	土砂災害	告示年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
1	425-I-001	根端	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
2	425-I-002	山下	急傾斜地の崩壊	○		平成18年12月4日
3	425-I-003	加茂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
4	425-I-004	横町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
5	425-I-005	内宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
6	425-I-006	荒宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
7	425-I-007	根本	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
8	425-I-008	柄貝	急傾斜地の崩壊	○		平成18年12月4日
9	425-I-009	叶内1	急傾斜地の崩壊	○		平成18年12月4日
10	425-I-010	叶内2	急傾斜地の崩壊	○		平成18年12月4日
11	425-I-011	富士下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
12	425-I-012	横須賀	急傾斜地の崩壊	○		平成18年12月4日
13	425-I-013	富士の下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
14	425-I-014	町屋敷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
15	425-I-015	西谷	急傾斜地の崩壊	○		平成18年12月4日
16	425-I-016	八軒	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
17	425-I-017	八軒-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
18	425-I-018	西廓	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
19	425-I-019	竹之塙	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
20	425-I-020	内根	急傾斜地の崩壊	○		平成18年12月4日
21	425-I-021	西廓-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
22	425-I-022	西谷-2	急傾斜地の崩壊	○		平成18年12月4日
23	425-I-023	谷島A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
24	425-I-024	八木蒔	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
25	425-I-025	芹沢	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
26	425-I-026	沖洲B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
27	425-I-027	手賀B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月4日
28	425-II-001	東峰	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
29	425-II-002	加茂A	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	-
30	425-II-003	加茂B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
31	425-II-004	谷島B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
32	425-II-005	沖洲A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
33	425-II-006	西蓮寺A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
34	425-II-007	西蓮寺B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
35	425-II-008	井上B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
36	425-II-009	玉造甲	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
37	425-II-010	荒宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
38	425-II-011	藤井	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
39	425-II-012	加茂C	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	-
40	425-II-013	井上C	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
41	425-II-014	西蓮寺C	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
42	425-III-001	芹沢a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
43	425-III-002	蕨谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
44	425-III-003	若海	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
45	425-III-004	玉造甲	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
46	425-III-005	手賀a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
47	425-III-006	玉造甲b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
48	425-III-007	手賀b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
49	425-III-008	手賀c	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
50	425-III-009	藤井a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
玉造箇所数			50	48	40	

● 行方市土砂災害警戒区域（合計）

行方市箇所数	127	120	110	
--------	-----	-----	-----	--

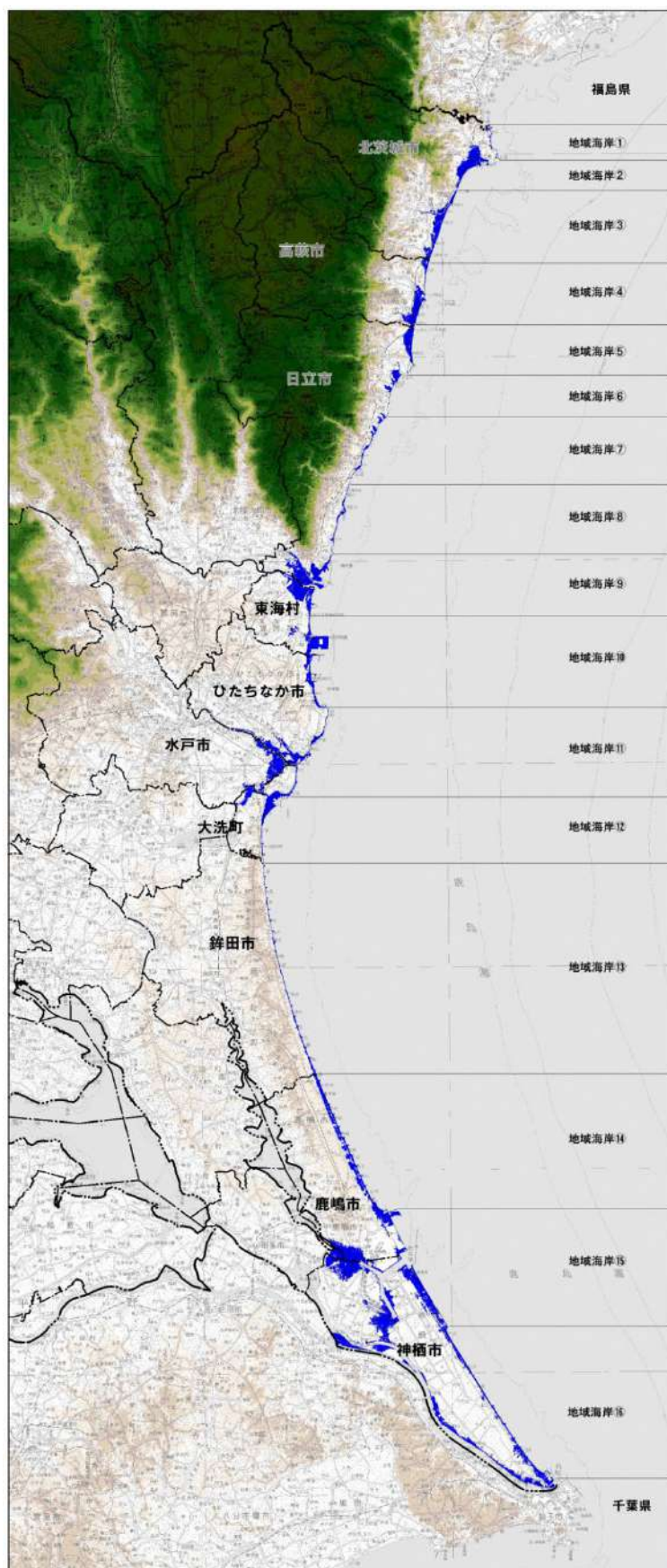
5-2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

令和5年3月31日現在

箇所番号	箇所名	位置		勾配 (度)	高さ (m)	延長 (m)	面積 (ha)	人家 (戸)	指定年月日	告示番号 茨城県告示
		大字	小字							
15	内谷津の2	小牧	内谷津	60	5	40	0.25	—	S49.1.31	81号
30	富士下	玉造	富士下	50	20	265	1.5	11	S52.5.26	648号
47	根本	玉造	根本	45	16	136	0.57	10	S54.8.20	1242号
48	横町	玉造	横町	45	11	77	0.22	7	S54.8.20	1243号
63	柄貝	玉造	柄貝	45	16	180	0.78	7	S56.2.5	143号
87	行方	於下	於下谷	90	15	134	0.45	6	S58.1.31	151号
91	加茂	玉造	加茂	45	15	145	0.53	5	S58.10.6	1364号
98	井上	井上	八軒	40	20	195	0.7	9	S59.12.3	1466号
113	麻生矢幡	矢幡	矢幡	48	40	147	1.453	7	S62.5.21	865号
137	麻生宿	麻生	宿	31°34'	18	245	1.39	14	H1.8.3	910号
140	山下	谷島	山下	50°70'	17~23	377	2.6	18	H2.5.17	656号
144	橋門第一	橋門	根畑	40	10~26	116	0.75	6	H2.12.25	1499号
145	内宿	玉造	内宿	40~70	8~14	231	1.318	12	H2.12.25	1500号
147	島並	於下	堂入	45	15	130	0.68	7	H3.3.14	314号
149	井上	井上	八軒	40~70	14~20	191	0.891	9	H3.5.20	609号
165	吉川	吉川		50~55	20~25	240	2.52	12	H5.2.12	148号
167	井上-3	井上	西谷	35~76	5.5~13.5	254	1.201	8	H5.2.25	211号
168	井上-4	井上	八軒	32~76	5.1~6.7	121	0.41	5	H5.2.25	212号
169	新宮	新宮	平須	41~45	7~11	205	0.99	5	H5.2.25	214号
170	町屋敷	西連寺	町屋敷	50	8~14	60	0.197	6	H5.3.8	277号
171	横須賀	手賀	横須賀	40	5~15	263	0.692	8	H5.3.8	278号
173	諸井	玉造	叶内	40~50	6~9	150	0.752	8	H5.3.8	281号
175	善兵衛屋敷	籠田	善兵衛屋敷	30~70	14~20	156	0.822	5	H5.3.11	304号
183	橋門第二	橋門	子バタ	35~65	10~18	120	0.673	7	H6.3.31	478号
187	妙義台	山田	妙義台	30~70	5~20	235	1.43	12	H6.4.11	531号
113-1	麻生矢幡	矢幡	矢幡	30~70	5~15	34.4	0.384	1	H8.7.18	905号
217	竹ノ塙	手賀	竹ノ塙	75	9~15	120	0.27	5	H9.5.29	622号
218	西廓	手賀	西廓	45~55	6~15	255	0.56	10	H9.5.29	623号
219	新宿	羽生	新宿	30~50	13~18	116	0.471	7	H9.5.29	624号
221	内根	井上	内根	30~55	5~11.5	85	0.169	5	H9.6.12	690号
222	西廓-2	手賀	西廓	30~75	7~22	430	1.53	9	H9.6.12	691号
223	西谷-2	井上	西谷	40~50	5~8.5	160	0.23	5	H9.8.18	900号
228	繁昌	繁昌	館下	30~45	11~13	120	0.416	6	H11.6.17	708号
229	宮作	井上	宮作	35~50	7~9	137	0.254	5	H11.6.17	708号
242	前浦	籠田	釈迦堂	30~70	12~20	144	0.596	5	H14.3.11	234号
247	西連寺1	西蓮寺	古屋	32~62	5.0~13.5	140	0.316	5	H15.2.20	232号
248	西連寺2	西蓮寺	杓子舞	32~60	5.0~9.6	400	1.073	11	H15.2.20	233号
249	西連寺3	西蓮寺	上町屋敷	32~54	5.0~14.7	180	0.521	5	H15.2.20	234号
251	三和	三和	隣谷	30~75	7.0~30.0	340	1.58	5	H15.2.27	268号
252	大田	藤井	大田	31~54	5.2~8.2	97.9	0.21	5	H15.2.27	269号
253	円道地	藤井	円道地	30~55	5.1~17.5	141.5	0.53	5	H15.2.27	270号
254	小牧	小牧	上ノ台	31~59	9.9~22.4	460	3.71	15	H15.3.24	440号
255	宮下	蔵川	根本	30~70	6.0~36.0	215	1.26	10	H15.4.3	521号
258	浜	浜	カクレ里	30~75	5.0~25.0	61.4	0.183	2	H15.9.11	1428号
269	富田	富田	中台	31~42	8.0~14.0	60	0.19	5	H18.10.12	1152号
278	小牧-2	小牧	内谷津	30~60	7.0~24.0	600	2.386	15	H20.2.14	191号
33-1	富士下	玉造甲		34~45	8~16	70.76	0.309	1	H24.12.20	1280号
288	山田	山田		30~40	11~26	458	2.666	11	H25.10.17	1168号
145-1	内宿	玉造	内宿	30°35'	8.6~12.5	17	0.053	0	R2.8.3	842号
296	本宿	山田	谷	30°49'	10.2~21	131	0.683	11	R3.2.8	132号

出典：県地域防災計画 資料編

5-3 茨城県津波浸水想定図全体図



[留意事項]
 ○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

○津波浸水想定は、何としても人命を守るという考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

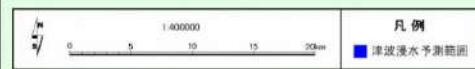
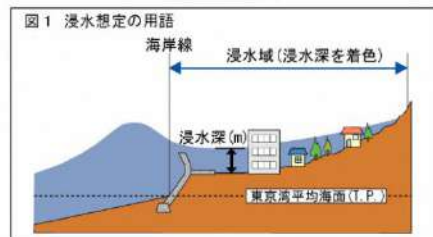
○本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

○東北地方太平洋沖地震に伴う津波の浸水区域（実績）は、実際の浸水域等とは異なる場所があります。

[用語の解説]

(1) 海岸の区分について
 ○地域海岸：茨城沿岸を湾の形状や山付け等の自然条件や、東北地方太平洋沖地震津波の浸水範囲等から区分したものと

(2) 浸水想定について（図1参照）
 ○浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲



出典：茨城県（平成24年8月作成）

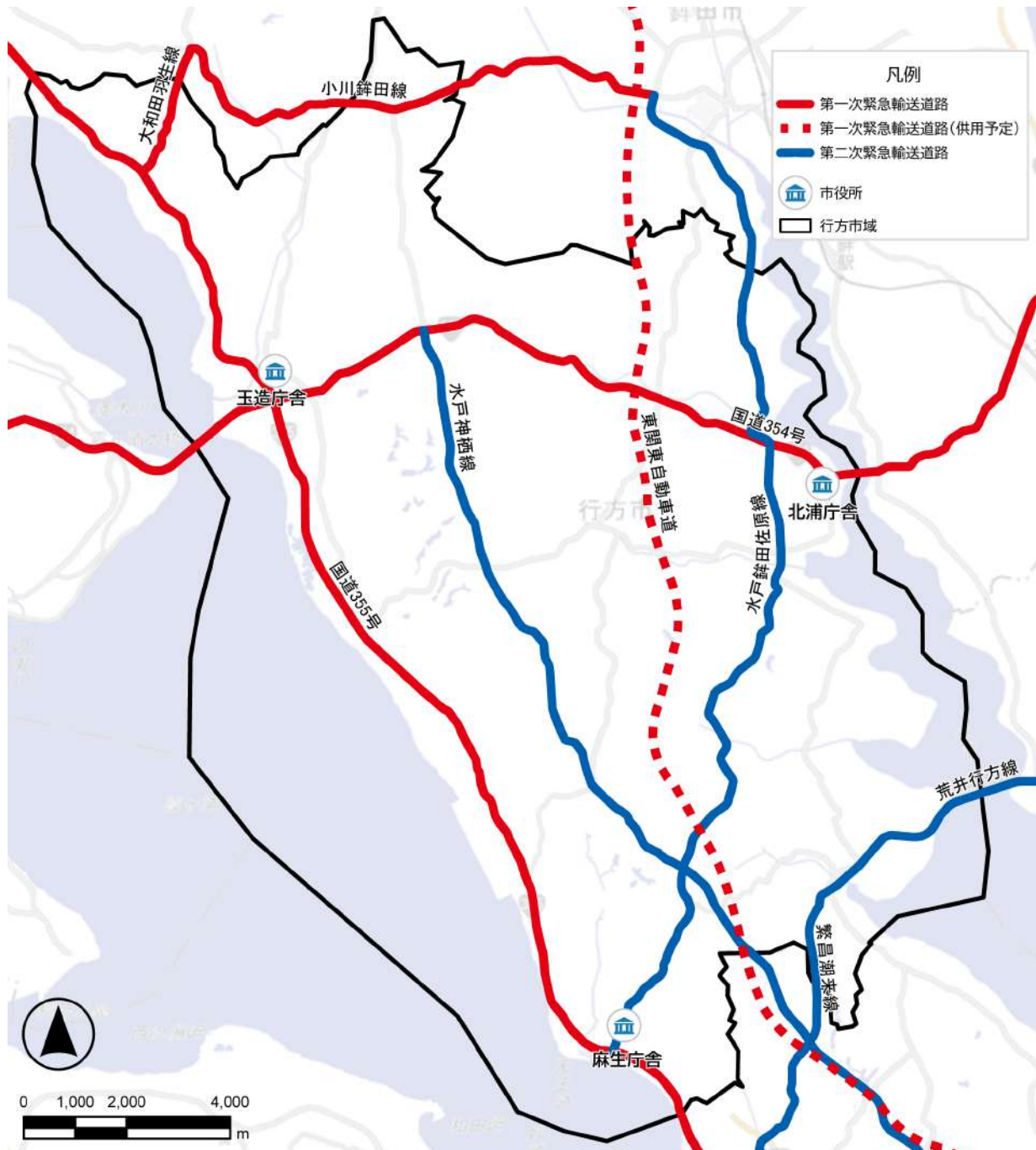
6. 輸送・交通関係

6-1 緊急輸送道路指定状況

路線番号	路線名	起点側	終点側
第1次緊急輸送道路			
一般国道	354	国道354号 土浦市若松町主要地方道土浦笠間線 交差（若松町交差点）から	鉾田市汲上国道51号交差（大洋総合支所入口交差点）まで
	355	国道355号 潮来市永山国道51号交差（永山交差点）から	笠間市石井主要地方道宇都宮笠間線交差（石井交差点）まで
主要地方道	8	小川鉾田線 小美玉市与沢 一般県道大和田羽生線交差（茨城空港南交差点）から	鉾田市塔ヶ崎 主要地方道水戸鉾田佐原線交差（塔ヶ崎交差点）まで
一般県道	360	大和田羽生線 小美玉市外之内 一般県道茨城空港線交差（茨城空港前交差点）から	行方市羽生 国道355号交差まで
高速自動車国道	E51	東関東自動車道水戸線 ※概ね5年以内に供用予定 潮来市延方（潮来IC）から	鉾田市飯名（鉾田IC）まで
第2次緊急輸送道路			
主要地方道	2	水戸鉾田佐原線 鉾田市塔ヶ崎 主要地方道小川鉾田線交差（塔ヶ崎交差点）から	行方市麻生 国道355号交差（麻生交差点）まで
	50	水戸神栖線 行方市玉造 国道354号交差（泉北交差点）から	潮来市須賀 国道51号交差（須賀交差点）まで
一般県道	185	繁昌潮来線 行方市根小屋 一般県道荒井行方線交差から	潮来市堀之内 国道355号交差まで
	186	荒井行方線 鹿嶋市荒井 国道51号交差（鹿嶋市役所大野出張所入口交差点）から	行方市根小屋 一般県道繁昌潮来線交差まで

- ・緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- ・交通規制を担保するため、必要により交通検問所を設置する。
- ・交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

6-2 緊急輸送道路図



6-3 公用車一覧

令和7年12月現在

番号	車両	ナンバー	車名	用途	初年度登録	担当管理課	地区
1	水戸 44 ふ	7760	2tダンプ	貨物	S64.1.1	環境課	麻生
2	WGLAD-178021	構内専	タイタン(2tダンプ)	貨物	H5.4.5	環境美化センター	麻生
3	水戸 44 り	2376	タイタン(2tダンプ)	貨物	H7.7.24	環境美化センター	麻生
4	水戸 500 ち	6900	ウイングロード(青パト)	乗用	H12.6.29	総合窓口課	玉造
5	水戸 500 に	4578	加-ラワゴン	乗用	H13.6.22	学校教育課	北浦
6	水戸 800 さ	6338	カデ イ	特殊	H13.7.24	総務課	麻生
7	水戸 41 く	6902	ミラ	貨物	H14.4.25	管財課	麻生
8	水戸 400 そ	1189	ハイース	貨物	H15.6.17	スポーツ推進室	北浦
9	水戸 300 ほ	8081	プリウス	乗用	H17.7.29	環境美化センター	麻生
10	水戸 400 た	8973	ADバン	貨物	H18.1.10	社会福祉課	玉造
11	水戸 400 ち	2536	タイタン(2tダンプ)	貨物	H18.7.12	環境美化センター	麻生
12	水戸 800 す	4119	トヨタランドキャビン	特殊	H18.10.25	総務課	麻生
13	水戸 501 と	4694	サシード(青パト)	乗用	H19.1.31	生涯学習課	北浦
14	水戸 580 つ	4315	eKワゴン	乗用	H21.7.1	北浦給食センター	北浦
15	水戸 580 つ	4317	eKワゴン	乗用	H21.7.1	学校教育課	北浦
16	水戸 580 つ	4318	eKワゴン	乗用	H21.7.1	学校教育課	北浦
17	水戸 580 つ	4319	eKワゴン	乗用	H21.7.1	麻生給食センター	麻生
18	水戸 580 つ	4320	eKワゴン	乗用	H21.7.1	総合窓口課	麻生
19	水戸 480 き	7227	ミニキャブ(軽トラック)	貨物	H21.7.1	鳥獣害対策課	北浦
20	水戸 480 き	7228	ミニキャブ(軽トラック)	貨物	H21.7.1	魅力発信課	麻生
21	水戸 300 る	6522	ハイース	乗用	H21.7.17	障害者地域活動支援センター	麻生
22	水戸 400 せ	9319	ADバン	貨物	H15.3.20	魅力発信課	麻生
23		構内専	ショベルローダー	重機		環境課	玉造
24	M157-70824 (SG10T-5)	構内専	ショベルローダー	重機	H16.9.29	環境美化センター	麻生
25	50A60377 (SG10N6)	構内専	ショベルローダー	重機	H14.3.14	環境美化センター	麻生
26	WA30-SE- 20922	構内専	ホイローダー	重機	H10.7.1	環境美化センター	麻生
27	40652 (PC100)	構内専	油圧ショベル	重機	H6.4.15	環境美化センター	麻生
28	水戸 00 せ	722	ショベルローダー	重機	S62.5.8	道路維持課	玉造
29	水戸 000 る	495	ショベルローダー	重機	H2.3.28	道路維持課	玉造
30	水戸 200 は	233	バス	乗合	H18.3.27	社会福祉協議会	玉造
31	水戸 200 は	133	バス	乗合	H15.3.26	社会福祉協議会	玉造
32	水戸 301 す	3506	クラウン	乗用	H22.5.14	議会事務局	玉造
33	水戸 400 て	3009	プロボックス	貨物	H22.7.23	健康増進課	北浦
34	水戸 480 く	5028	キャブオーバ	貨物	H22.3.18	障害者地域活動支援センター	麻生
35	水戸 400 て	5602	ボンゴバン	貨物	H23.3.17	社会福祉課	玉造
36	水戸 580 ね	1936	eKワゴン	乗用	H23.6.1	健康増進課	北浦
37	水戸 580 ね	1937	パジェロミニ	乗用	H23.6.1	北浦総合窓口室	北浦
38	水戸 580 ね	1817	ジムニー	乗用	H23.5.31	水道課	玉造
39	水戸 301 そ	5204	プリウス	乗用	H23.7.27	商工観光課	北浦
40	水戸 480 こ	945	サンバダンプ	貨物	H23.8.4	下水道課	玉造
41	水戸 301 そ	6501	プリウス	乗用	H23.8.25	学校教育課	北浦
42	水戸 301 そ	6500	プリウス	乗用	H23.8.25	管財課	麻生
43	水戸 501 む	8756	ラクティス	乗用	H23.8.23	健康増進課	北浦
44	水戸 501 む	8755	ラクティス	乗用	H23.8.23	総合窓口課	玉造

6. 輸送・交通関係

番号	車両	ナンバー	車名	用途	初年度登録	担当管理課	地区
45	水戸 400 て	7669	サクシード	貨物	H23.9.7	図書館	玉造
46	水戸 400 て	7670	サクシード	貨物	H23.9.7	北浦総合窓口室	北浦
47	水戸 400 て	7671	サクシード	貨物	H23.9.7	学校教育課	北浦
48	水戸 400 て	7672	サクシード	貨物	H23.9.7	道路維持課	玉造
49	水戸 400 て	7765	サクシードバン	貨物	H23.9.14	都市建設課	玉造
50	水戸 400 て	9161	デュトロ(2tトラック)	貨物	H23.12.21	道路維持課	玉造
51	水戸 400 と	132	サクシードバン	貨物	H24.3.7	麻生公民館	麻生
52	水戸 400 と	235	サクシードバン	貨物	H24.3.14	都市建設課	玉造
53	水戸 400 と	1336	ダイヤ(2tダンプ)	貨物	H24.5.29	道路維持課	玉造
54	水戸 400 と	2387	サクシードバン(青パト)	貨物	H24.8.21	学校教育課	麻生
55	水戸 400 と	2388	サクシードバン(青パト)	貨物	H24.8.21	学校教育課	麻生
56	水戸 480 さ	9256	キャリ(軽トラック)	貨物	H25.3.11	道路維持課	玉造
57	水戸 580 ま	6033	ミラ	乗用	H25.5.9	収納対策課	麻生
58	水戸 580 ま	8612	eKワゴン	乗用	H25.6.3	介護福祉課	玉造
59	水戸 580 み	1712	eKワゴン	乗用	H25.7.1	介護福祉課	玉造
60	水戸 480 す	3071	ハイゼット	貨物	H25.7.4	水道課	玉造
61	水戸 400 と	6284	サクシードバン	貨物	H25.6.28	道路維持課	玉造
62	水戸 400 と	6274	キャラバン	貨物	H25.6.27	管財課	麻生
63	水戸 301 て	3931	エステマ	乗用	H25.7.3	北浦総合窓口室	北浦
64	水戸 301 て	3932	エステマ	乗用	H25.7.3	管財課	麻生
65	水戸 400 と	6446	サクシードバン(青パト)	貨物	H25.7.12	学校教育課	麻生
66	水戸 580 み	5907	eKワゴン	乗用	H25.8.19	社会福祉課	玉造
67	水戸 580 め	1674	ワゴンR	乗用	H26.1.21	こども課	北浦
68	NRR35C4-7001981	構内専	エルフ(4tダンプ)	貨物	H26.6.16	環境美化センター	麻生
69	水戸 301 な	2143	アルファード	乗用	H26.6.19	議会事務局	玉造
70	水戸 301 な	2048	エステマ	乗用	H26.6.18	総合窓口課	玉造
71	水戸 400 な	443	サクシードバン(青パト)	貨物	H26.6.30	学校教育課	玉造
72	水戸 400 な	444	サクシードバン(青パト)	貨物	H26.6.30	学校教育課	玉造
73	水戸 301 な	2307	プリウス	乗用	H26.6.24	管財課	麻生
74	水戸 301 な	2308	プリウス	乗用	H26.6.24	北浦総合窓口室	北浦
75	水戸 301 な	2309	プリウス	乗用	H26.6.24	総合窓口課	玉造
76	水戸 580 ゆ	935	eKワゴン	乗用	H26.10.20	介護福祉課	玉造
77	水戸 400 な	2792	サクシードバン(青パト)	貨物	H27.2.18	総務課	麻生
78	水戸 400 な	2793	サクシードバン(青パト)	貨物	H27.2.18	北浦総合窓口室	北浦
79	水戸 400 な	2866	サクシードバン	貨物	H27.2.24	都市建設課	玉造
80	水戸 400 な	4391	ダイヤ(2tダンプ)	貨物	H27.6.26	道路維持課	玉造
81	水戸 400 な	4524	サクシードバン(青パト)	貨物	H27.7.8	学校教育課	北浦
82	水戸 581 え	1575	ジムニー	乗用	H28.3.1	道路維持課	玉造
83	水戸 581 か	554	エブリワゴン	乗用	H28.6.1	都市建設課	玉造
84	水戸 581 か	556	エブリワゴン	乗用	H28.6.1	都市建設課	玉造
85	水戸 480 た	3824	エブリバン	貨物	H28.7.11	農林水産課	北浦
86	水戸 581 か	3953	ワゴンR	乗用	H28.7.13	健康増進課	北浦
87	水戸 581 か	3943	ジムニー	乗用	H28.7.13	環境課	北浦
88	水戸 400 な	8426	サクシードバン(青パト)	貨物	H28.6.30	学校教育課	北浦
89	水戸 581 か	3118	ワゴンR	乗用	H28.7.1	介護福祉課	玉造
90	水戸 502 て	1310	アクア	乗用	H28.7.21	総合窓口課	玉造
91	水戸 400 に	46	ハイエース	貨物	H28.11.24	北浦総合窓口室	北浦
92	水戸 430 す	5211	プロボックス	貨物	H29.2.24	魅力発信課	麻生
93	水戸 480 た	9937	ハイゼットカーゴ	貨物	H29.3.17	社会福祉課	玉造

番号	車両	ナンバー	車名	用途	初年度登録	担当管理課	地区
94	水戸 480 ち	1198	エブリー	乗用	H29.4.27	介護福祉課	玉造
95	水戸 581 け	1035	eKワゴン	乗用	H29.5.16	学校教育課	北浦
96	水戸 581 け	5459	ジムニー	乗用	H29.7.4	スポーツ推進室	北浦
97	水戸 400 に	2964	タウンエースバン	貨物	H29.7.21	魅力発信課	麻生
98	水戸 581 こ	87	N-ワゴン	乗用	H29.9.1	水道課	玉造
99	水戸 502 な	5797	フィット	乗用	H29.9.19	管財課	麻生
100	水戸 502 な	5798	フィット	乗用	H29.9.19	北浦総合窓口室	北浦
101	水戸 581 こ	2173	ワゴンR	乗用	H29.9.27	総務課	麻生
102	水戸 800 せ	3796	エクストレイル	特殊	H30.2.28	総務課	麻生
103	水戸 581 す	1680	アルト	乗用	H30.4.27	企画政策課	麻生
104	水戸 581 す	3157	eKワゴン	乗用	H30.5.22	社会福祉課	玉造
105	水戸 400 に	6514	ダィ付(2tダンプ)	貨物	H30.6.26	道路維持課	玉造
106	水戸 480 つ	2601	キャリイ(軽ダンプ)	貨物	H30.8.1	道路維持課	玉造
107	水戸 330 た	3932	アルファード	乗用	H30.9.28	管財課	麻生
108	水戸 502 ぬ	8646	フィット	乗用	H30.11.1	管財課	麻生
109	水戸 502 ぬ	8647	フィット	乗用	H30.11.1	北浦総合窓口室	北浦
110	水戸 480 つ	4709	ハイゼットトラック	貨物	H30.11.1	管財課	麻生
111	水戸 800 せ	4609	糞尿車(収集車)	特殊	H31.2.25	環境課	玉造
112	水戸 480 つ	9622	ハイゼットカーゴ	貨物	R1.5.22	農林水産課	北浦
113	水戸 480 て	705	ハイゼットカーゴ	貨物	R1.7.1	水道課	玉造
114	水戸 502 の	8663	ヴェクシー	乗用	R1.11.28	管財課	麻生
115	水戸 502 は	8833	シャトル	乗用	R2.6.22	下水道課	玉造
116	水戸 480 て	9694	N-VAN	貨物	R2.7.1	介護福祉課	玉造
117	水戸 400 ぬ	4654	ダィ付(2tトラック)	貨物	R2.8.21	管財課	麻生
118	水戸 200 あ	616	キャラバン	乗合	R2.9.24	企画政策課	麻生
119	水戸 200 あ	617	キャラバン	乗合	R2.9.24	企画政策課	麻生
120	水戸 480 と	3211	エブリイバン	貨物	R2.11.24	環境課	北浦
121	水戸 301 や	2363	プリウスPHV	乗用	R2.12.9	管財課	麻生
122	水戸 301 や	2362	プリウスPHV	乗用	R2.12.9	北浦総合窓口室	北浦
123	水戸 301 や	2361	プリウスPHV	乗用	R2.12.9	総合窓口課	玉造
124	水戸 41 き	2311	キャリイ(軽トラック)	貨物	H13.4.1	道路維持課	玉造
125	水戸 480 あ	4261	キャリイ(軽トラック)	貨物	H17.4.1	企画政策課	麻生
126	水戸 200 さ	1654	キャラバン	乗合	R3.2.26	企画政策課	麻生
127	水戸 800 せ	6385	糞尿車(散布車)	特殊	R3.3.8	環境課	玉造
128	水戸 800 せ	6386	糞尿車(散布車)	特殊	R3.3.8	環境課	玉造
129	水戸 480 と	8691	キャリイ(軽トラック)	貨物	R3.6.18	環境課	北浦
130	水戸 480 と	8704	エブリー	貨物	R3.6.18	北浦公民館	北浦
131	水戸 200 あ	620	キャラバン	乗合	R3.8.25	企画政策課	麻生
132	水戸 200 あ	619	キャラバン	乗合	R3.8.25	企画政策課	麻生
133	水戸 200 あ	621	キャラバン	乗合	R3.8.25	企画政策課	麻生
134	水戸 480 と	8706	キャリイ(軽ダンプ)	貨物	R3.6.18	スポーツ推進室	北浦
135	水戸 581 ぬ	2169	スペース	乗用	R3.12.6	社会福祉課	玉造
136	水戸 581 の	8457	ワゴンR	乗用	R4.7.13	管財課	麻生
137	水戸 581 の	8458	ワゴンR	乗用	R4.7.13	北浦総合窓口室	北浦
138	水戸 581 の	8459	ワゴンR	乗用	R4.7.13	健康増進課	北浦
139	水戸 480 に	993	エブリイバン	乗用	R4.11.24	下水道課	玉造
140	水戸 581 ふ	7611	ワゴンR	乗用	R5.7.21	北浦総合窓口室	北浦
141	水戸 581 ふ	7612	ワゴンR	乗用	R5.7.21	北浦総合窓口室	北浦
142	水戸 581 ふ	9545	ワゴンR	乗用	R5.8.21	総合窓口課	玉造
143	水戸 581 ふ	9546	ワゴンR	乗用	R5.8.21	健康増進課	北浦

6. 輸送・交通関係

番号	車両	ナンバー	車名	用途	初年度登録	担当管理課	地区
144	水戸 800 せ	8862	プロボックス	特殊	R6.3.8	水道課	玉造
145	水戸 480 ぬ	5922	サンパ- (軽トラック)	貨物	R6.9.19	北浦総合窓口室	北浦
146	FE25-2-325630	構内専	フォークリフト	重機	R6.10.31	環境美化センター	麻生
147	水戸 400 ね	7385	ダ` 付 (2t トラック)	貨物	R6.11.13	北浦総合窓口室	北浦
148	水戸 581 め	2230	ハスラー	乗用	R7.2.26	下水道課	玉造
149	水戸 302 た	2046	ハイエース	特殊	R6.12.11	企画政策課	麻生
150	水戸 880 あ	2096	クリッパ-ハン	特殊 (消防車)	R7.3.27	総務課	麻生
151	水戸 800 す	6822		特殊 (消防車)	H21.10.16		
152	水戸 800 す	6813		特殊 (消防車)	H21.10.16		
153	水戸 800 す	6821		特殊 (消防車)	H21.10.16		
154	水戸 830 さ	901		特殊 (消防車)	H18.3.22		
155	水戸 800 す	6812		特殊 (消防車)	H21.10.16		
156	水戸 830 ち	801		特殊 (消防車)	H18.3.17		
157	水戸 830 さ	702		特殊 (消防車)	H18.3.16		
158	水戸 830 さ	204		特殊 (消防車)	H18.3.22		
159	水戸 830 す	701		特殊 (消防車)	H18.3.17		
160	水戸 830 さ	602		特殊 (消防車)	H18.3.16		
161	水戸 830 せ	802		特殊 (消防車)	H18.3.17		
162	水戸 830 さ	103		特殊 (消防車)	H18.3.16		
163	水戸 800 す	4430	トヨエース	特殊 (消防車)	H19.2.26		
164	水戸 800 す	4433	トヨエース	特殊 (消防車)	H19.2.26		
165	水戸 800 す	4434	トヨエース	特殊 (消防車)	H19.2.26		
166	水戸 800 す	4431	トヨエース	特殊 (消防車)	H19.2.26		
167	水戸 800 す	4436	トヨエース	特殊 (消防車)	H19.2.26		
168	水戸 800 す	4437	トヨエース	特殊 (消防車)	H19.2.26		
169	水戸 800 す	4438	トヨエース	特殊 (消防車)	H19.2.26		
170	水戸 800 す	1804	ダ` 付 1T T	特殊 (消防車)	H16.12.22		
171	水戸 800 す	1807	ダ` 付 1T T	特殊 (消防車)	H16.12.22		
172	水戸 800 す	1803	ダ` 付 1T T	特殊 (消防車)	H16.12.22		

番号	車両	ナンバー	車名	用途	初年度登録	担当管理課	地区
173	水戸 800 す	1812		特殊 (消防車)	H16.12.22		
174	水戸 800 す	1813		特殊 (消防車)	H16.12.22		
175	水戸 800 す	1814		特殊 (消防車)	H16.12.22		
176	水戸 800 す	1733		特殊 (消防車)	H16.12.8		
177	水戸 800 す	1734		特殊 (消防車)	H16.12.8		
178	水戸 800 す	2120	トヨエース	特殊 (消防車)	H17.3.24		
179	水戸 800 す	3382		特殊 (消防車)	H18.3.24		
180	水戸 800 す	3383		特殊 (消防車)	H18.3.24		
181	水戸 800 す	3384		特殊 (消防車)	H18.3.24		
182	水戸 800 す	3385		特殊 (消防車)	H18.3.24		
183	水戸 800 す	3386		特殊 (消防車)	H18.3.24		
184	水戸 800 す	806		特殊 (消防車)	H16.3.22		
185	水戸 800 す	3387		特殊 (消防車)	H18.3.24		
186	水戸 800 す	3388		特殊 (消防車)	H18.3.24		
187	水戸 800 す	3389		特殊 (消防車)	H18.3.24		
188	水戸 800 す	3390		特殊 (消防車)	H18.3.24		
189	水戸 800 す	807		特殊 (消防車)	H16.3.22		
190	水戸 800 す	374		特殊 (消防車)	H15.11.28		
191	水戸 800 す	2118	トヨエース	特殊 (消防車)	H17.3.24		
192	水戸 800 す	3391		特殊 (消防車)	H18.3.24		
193	水戸 800 す	3392		特殊 (消防車)	H18.3.24		
194	水戸 800 す	2119	トヨエース	特殊 (消防車)	H17.3.24		
195	水戸 800 す	2122	トヨエース	特殊 (消防車)	H17.3.24		
196	水戸 800 す	2121	トヨエース	特殊 (消防車)	H17.3.24		
197	水戸 800 す	3393		特殊 (消防車)	H18.3.24		
198	水戸 800 す	805		特殊 (消防車)	H16.3.22		

6. 輸送・交通関係

番号	車両	ナンバー	車名	用途	初年度登録	担当管理課	地区
199	水戸 800 す	2117	トヨエース	特殊 (消防車)	H17.3.24		
200	水戸 800 す	2825	フォアード	特殊 (消防車)	H17.10.31		
201	水戸 800 す	6153	日野	特殊 (消防車)	H20.12.18		
202	水戸 800 す	9469	デュトロ	特殊 (消防車)	H25.2.25		
203	水戸 800 す	9470	レンジャー	特殊 (消防車)	H25.2.25		
204	水戸 800 す	9471	レンジャー	特殊 (消防車)	H25.2.25		
205	水戸 800 せ	58	デュトロ	特殊 (消防車)	H25.10.4		
206	水戸 800 せ	464	レンジャー	特殊 (消防車)	H26.3.18		
207	水戸 800 せ	1759	デュトロ	特殊 (消防車)	H27.10.20		
208	水戸 800 せ	2985	ダィ	特殊 (消防車)	H29.3.8		
209	水戸 800 せ	2986	ダィ	特殊 (消防車)	H29.3.8		
210	水戸 800 せ	2987	ダィ	特殊 (消防車)	H29.3.8		
211	水戸 800 せ	2988	ダィ	特殊 (消防車)	H29.3.8		
212	水戸 800 せ	3620	ダィ	特殊 (消防車)	H29.12.5		
213	水戸 800 せ	3621	ダィ	特殊 (消防車)	H29.12.5		
214	水戸 800 せ	3622	ダィ	特殊 (消防車)	H29.12.5		
215	水戸 800 せ	3781	エルフ	特殊 (消防車)	H30.2.20		
216	水戸 800 せ	4376	ダィ	特殊 (消防車)	H30.11.9		
217	水戸 800 せ	4377	ダィ	特殊 (消防車)	H30.11.9		
218	水戸 800 せ	4378	ダィ	特殊 (消防車)	H30.11.9		
219	水戸 800 せ	4601	レンジャー	特殊 (消防車)	H31.2.21		

6-4 自衛隊部隊等指揮連絡用ヘリコプター発着場（防災ヘリコプター等離着陸場兼用）

平成31年1月1日現在

名称	所在地	電話番号	座標 (国土地理院 HP 検索値)	広さ
麻生中学校	南 327-3	0299-80-8070	北緯 36° 1' 25" 東経 160° 28' 38"	約 12,000 m ²
天王崎公園	麻生字天王崎地先	0299-55-0111	北緯 35° 59' 25" 東経 140° 28' 23"	約 9,000 m ²
北浦第一グラウンド	山田 2175	0291-35-2120	北緯 36° 4' 52" 東経 140° 31' 54"	約 18,000 m ²
北浦中学校	内宿 390	0291-35-2161	北緯 36° 5' 10" 東経 140° 30' 23"	約 14,000 m ²
玉造中学校	玉造甲 2807	0299-55-0131	北緯 36° 6' 11" 東経 140° 25' 30"	約 15,000 m ²
浜野球場	浜 2454	0299-55-3211	北緯 36° 7' 21" 東経 140° 24' 8"	約 15,000 m ²

6-5 防災ヘリコプター等離着陸場

平成31年1月1日現在

Dr ヘリ呼称	防災ヘリ	名称	所在地	管理者	電話	備考
IB2445	場外	土浦協同病院 なめがた地域医療センター	井上藤井 98-8	土浦協同病院なめがた地 域医療センター	0299-56 -0600	ヘリポート
IB2442	緊急	玉造中学校	玉造甲 2807	玉造中学校	0299-55 -0131	
IB2479	緊急	高須崎公園	玉造甲 1969-3	行方市開発公社	0299-55 -3927	芝地
IB2475	緊急	玉造浜野球場	浜 2454	玉造運動場	0299-55 -3211	芝地
IB2477	緊急	玉造総合運動場	玉造甲 3185	玉造運動場	0299-55 -3211	芝地
IB2434	緊急	北浦中学校	内宿 390	北浦中学校	0291-35 -2161	
IB2435	緊急	北浦第一グラウンド (ふれあいの里)	山田 2175	北浦体育館	0291-35 -2120	芝地
IB2483	緊急	天王崎公園	天王崎地先	行方市	0299-55 -0111	芝地
IB2482	緊急	鹿行生涯学習センター (レイクエコー)	宇崎 1389	鹿行生涯学習センター (レイクエコー)	0299-73 -3877	舗装

7. 災害時医療

7-1 市内の医療機関

令和7年12月現在

医療機関名	所在地	診療科目																	電話番号					
		内科	呼吸器内科	循環器内科	消化器内科(胃腸内科)	腎臓内科	糖尿病内科(代謝内科)	内分泌内科	皮膚科	アレルギー科	リウマチ科	小児科	外科	泌尿器科	脳神経外科	整形外科	形成外科	眼科		耳鼻咽喉科	婦人科	リハビリテーション科	放射線科	麻酔科
土浦協同病院 なめがた地域医療センター	井上藤井 98-8	○	○	○	○						○			○	○	○	○		○	○	○	○		0299-56-0600
	曾内科クリニック	玉造甲 510-3	○	○	○						○				○								○	0299-36-2611
根本皮膚科医院	玉造甲 414-3	○									○													0299-55-0538
つばさクリニック	島並 1511	○												○						○				0299-72-2830
朝倉診療所	麻生 1110-1	○		○	○		○		○												○			0299-72-0036
鈿持外科	麻生 1555-4	○									○	○					○							0299-72-0805
小沼診療所	麻生 1105-2	○											○	○		○						○		0299-72-0388
大場内科玉造クリニック	若海 793-6	○		○		○																		0299-57-3100
かめだ整形外科リハビリテーションクリニック	玉造甲 510-1	○										○				○						○		0299-57-2801

7-2 広域災害・救急医療情報システム参加医療機関(救急告示医療機関)

令和7年6月現在

市名	施設名称	所在地 電話番号	診療科目																						備考													
			内科	呼吸器内科	循環器内科	消化器内科(胃腸内科)	腎臓内科	糖尿病内科(代謝内科)	皮膚科	アレルギー科	リウマチ科	小児科	心療内科	外科	呼吸器外科	心臓血管外科	消化器外科(胃腸外科)	泌尿器科	肛門外科	脳神経外科	整形外科	形成外科	眼科	耳鼻咽喉科		産婦人科	婦人科	リハビリテーション科	放射線科	麻酔科	救急科	歯科	小児歯科	歯科口腔外科				
鹿嶋市	小山記念病院	鹿嶋市厨5-1-2 TEL: 0299-85-1111	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	人工透析対応 災害拠点病院	
	鹿嶋ハートクリニック	神栖市平泉1-168 TEL: 0299-77-8888	○		○																○																	
神栖市	神栖済生会病院	神栖市知手中央7-2-45 TEL: 0299-97-2111	○	○	○	○					○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	人工透析対応 災害拠点病院
	白十字総合病院	神栖市賢2148 TEL: 0299-92-3311	○	○	○	○					○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
銚田市	高須病院	銚田市銚田2570 TEL: 0291-33-2131	○	○	○	○		○					○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	銚田病院	銚田市安房1650-2 TEL: 0291-32-3313	○		○											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

8. 災害救助法関連

8-1 災害救助法施行細則に基づく被害状況報告表

福祉部扱					発生	
令和	年	月	日	時現在	被害状況報告表 中間 様式 決定	
行方市						
① 災害発生の日時						
② 災害発生の場所						
③ 災害発生の原因						
④ 被災の状況						
区分		棟	世帯	人	備考	
ア	人的 被害	死者				
イ		行方不明者				
ウ		負傷者	重傷			
エ			軽傷			
オ	住家 被害	全壊・全焼又は流失		棟	世帯	人
カ		半壊又は半焼				
キ		一部破損				
ク		床上浸水				
ケ		床下浸水				
⑤ 救助の措置						
救助の種類						
区分						
ア 既に措置したもの						
イ 今後措置を要するもの						
⑥ その他の特記事項						
令和 年 月 日 時報告						
茨城県福祉部長殿						
(報告者)		市災害対策本部長				
報告書作成者		職 氏名		(印)		
注：1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。 2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。						

8-2 被害の認定基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半壊)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

※「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和7年7月)による。

住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- ・住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- ・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

8-3 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

令和7年4月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○賃貸型応急住宅 1. 規模 建設型仮設住宅に準じる 2. 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
			災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,390 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（1 食は 1/3 日）				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）の季節は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 *1 人増ごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏 20,300	冬 26,100	夏 38,700	冬 46,200	夏 58,500	冬 12,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏 6,700	冬 8,900	夏 13,400	冬 16,300	夏 20,500	冬 2,900
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	輸送費、人件費は、別途計上				
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 上記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	令和 7 年 7 月 1 日から施行 輸送費、人件費は、別途計上				
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1 世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内					
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項					

8. 災害救助法関連

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	(焼)した者		に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、3,700円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		従事した者に相当するものの給与を考慮して定める		
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

8-4 災害救助法の概要

「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第118号）

（目的）

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

（実施体制）

災害救助法による救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

（適用基準）

○ 災害が発生した段階の適用

- ・ 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合
- ・ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等

○ 災害が発生するおそれ段階の適用

- ・ 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合

（救助の種類）

- 1) 避難所・福祉避難所の設置
- 2) 応急仮設住宅の供与
- 3) 炊き出しその他による食品の給与
- 4) 飲料水の供給
- 5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 6) 医療及び助産
- 7) 被災者の救出
- 8) 住宅の応急修理
- 9) 学用品の給与
- 10) 埋葬
- 11) 死体の捜索及び処理
- 12) 障害物の除去

（救助の程度、方法及び期間）

○ 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

○ 特別基準

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

（強制権の発動）

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

(経費の支弁及び国庫負担)

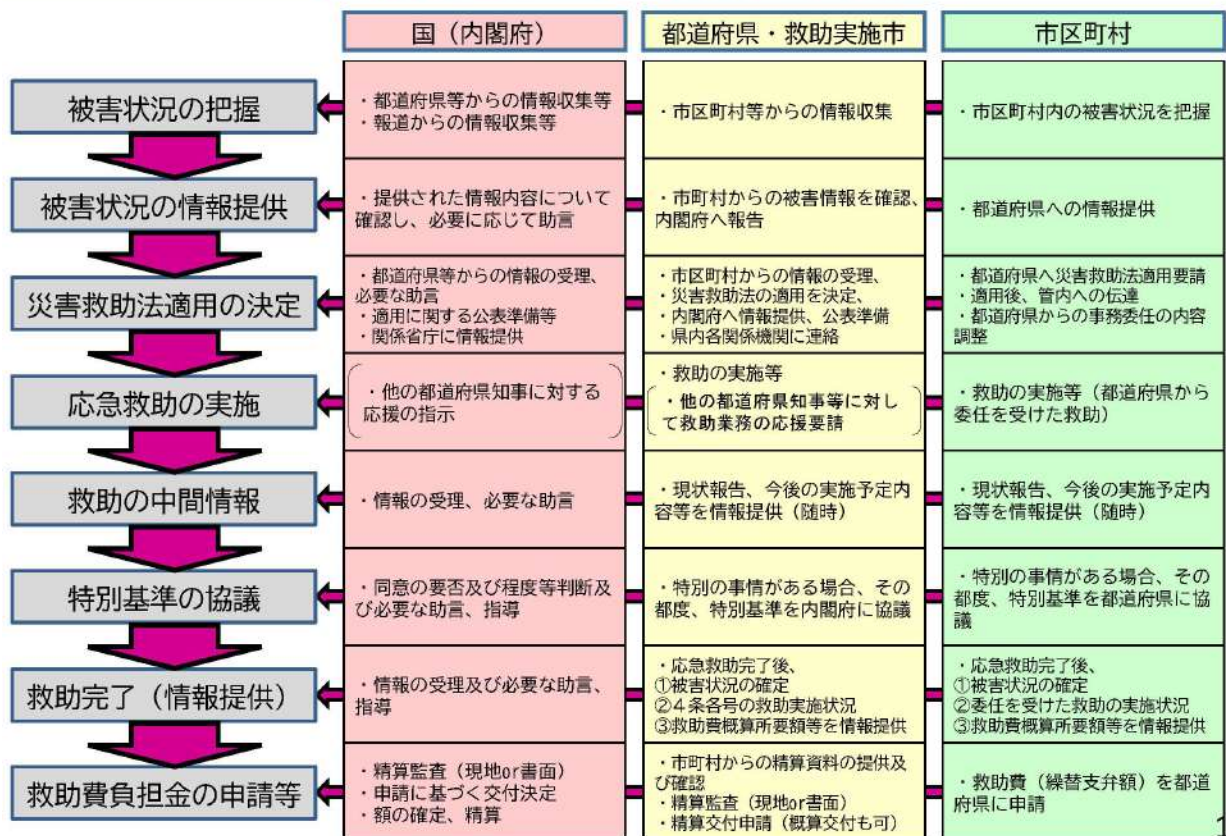
- 1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁
- 2) 国庫負担 : 1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担
 - ア 普通税収入見込額の2/100以下の部分 50/100
 - イ 普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分 80/100
 - ウ 普通税収入見込額の4/100をこえる部分 90/100

(災害救助基金について)

- 1) 積立義務（災害救助法第22条、23条）
過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額を積み立てる義務が課せられている。
- 2) 運用
災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

● 事務の流れ

3. 災害救助法の運用 (①事務の流れ)



16

内閣府政策統括官（防災担当） 災害救助法の概要（令和7年7月）

9. 要配慮者対策関連

9-1 主な要配慮者地域別数

令和7年12月現在

地区	麻生	比率	北浦	比率	玉造	比率	計	比率
人口	11,870	38.5%	8,001	25.9%	10,963	35.6%	30,834	100.0%
1. 高齢者人口	4,770	40.2%	3,065	25.8%	4,045	34.0%	11,880	38.5%
2. 要介護認定者	848	40.6%	532	25.5%	710	34.0%	2,090	6.8%
3. 一人暮らし高齢者(登録者)	175	41.4%	98	23.2%	150	35.5%	423	3.6%

9-2 災害危険地区に立地する要配慮者利用施設

令和7年12月現在

No	施設の名称	施設の種類	施設所在地	浸水想定区域内	土砂災害警戒区域内
1	医療法人社団鶴生会曾内科クリニック	診療所	行方市玉造甲 510-3	○	
2	根本皮膚科医院	診療所	行方市玉造甲 414	○	
3	医療法人社団盛和会山口歯科医院	歯科診療所	行方市蔵川 433	○	
4	障害者就労支援事業所フリーダム	障害者通所施設	行方市手賀 2609 番地 2		○
5	行方市障害者地域活動支援センター「ドリームハウス」	地域活動支援センター	行方市麻生 2744-23		○
6	ブレイクタイム五町田事業所	障害者通所施設	行方市五町田 271 番地 7	○	
7	通所介護センターほたるの里	通所介護	行方市山田 104-21	○	
8	デイサービスセンターひまわり	通所介護	行方市玉造甲 422	○	
9	朝霞荘	特別養護老人ホーム	行方市麻生 1088-1	○	
10	朝霞荘短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護	行方市麻生 1088-1	○	
11	特別養護老人ホーム朝霞荘診療所	診療所	行方市麻生 1088-1	○	
12	介護付老人ホームハートワン玉造	サービス付き高齢者向け住宅(兼有料老人ホーム)	行方市玉造甲 476-1	○	
13	子どもの家菫の苑	保育所	行方市麻生 615-4	○	
14	行方市立北浦幼稚園	幼稚園	行方市繁昌 212	○	
15	サポートセンターいきいき	障害者通所施設	行方市麻生 1085-4	○	
16	曾デンタルクリニック	歯科診療所	行方市玉造甲 510-4	○	

10. 廃棄物処理・火葬場等の施設関連

10-1 廃棄物処理施設

名称		所在地	電話番号	処理能力
ゴミ処理施設	行方市環境美化センター	麻生 3268-14	0299-72-2413	ごみ処理 (20t/8h×2基) 計 40t/8h リサイクル処理 19t/5h 最終処分場埋立容量 54,700 m ³
し尿処理施設	行方市麻生衛生センター	板峰 77	0299-73-0204	24t/日
	行方市玉造有機肥料供給センター	玉造甲 6497-3	0299-36-2411	28t/日

10-2 火葬場

名称	所在地	電話番号	管理人	処理能力
霞ヶ浦聖苑	行方市手賀 4339-39	0299-55-2710	鹿行広域事務組合	火葬炉 5 基 予備炉 1 基

11. その他

11-1 行方市大規模水害用タイムライン（防災行動計画）



①台風等の大規模水害発生の可能性を捉え、ピーク日時を適切に早極め設定
 ②本内容は国土交通省霞ヶ浦河川事務所の想定ケース(霞ヶ浦現在最大洪水昭和13年6～7月洪水)を参考
 ③公的機関発表予測に加え、民間気象情報提供業務における予測情報を積極的に活用
 ※当市への甚大な被害をもたらした平成25年10月15日～16日の台風26号の規模は茨城沖945hpa～960hpaという状況
 ④基準水位観測所:霞ヶ浦(西浦)【出高】、北浦【白浜】、2観測所とも同一基準水位である。
 ※YPとは、利根川水系では江戸川工事基準面(Yedogawa Pelt:Y.P.)が用いられる。千葉県浦安市堀江にある江戸川河口水位を特殊基準面とし、同一水系内の量水標の0mとしている。

11-2 被害状況調査票

1. 人的被害状況調査票

調査年月日 年 月 日

(調査地区 麻生 北浦 玉造 地区)

報告者 _____

		氏名	住所	生年月日	性別	
死者						
行方不明者						
負傷者	重傷					
	軽傷					
(被害の原因)						
(病院名)						

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2-1. 建物（住家）被害状況調査

調査年月日 年 月 日

(調査地区 麻生 北浦 玉造 地区)

報告者 _____

	世帯主名	世帯人員	住所	面積㎡
全壊 (計棟)				
半壊 (計棟)				
一部破損 (計棟)				
床上浸水 (計棟)				
床下浸水 (計棟)				
流失 (計棟)				

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2-2. 建物（非住家）被害状況調査

調査年月日 年 月 日

(調査地区 麻生 北浦 玉造 地区)

報告者 _____

	世帯主名	世帯人員	住所	面積㎡
全壊 (計棟)				
半壊 (計棟)				
一部破損 (計棟)				
床上浸水 (計棟)				
床下浸水 (計棟)				
流失 (計棟)				

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3. 公共施設被害状況調査

調査年月日 年 月 日

(調査地区 麻生 北浦 玉造 地区)

報告者 _____

文教施設	学校名		被害区分(○で囲む)					
		学校	全壊	半壊	一部破損	流失	床上浸水	床下浸水
		学校	全壊	半壊	一部破損	流失	床上浸水	床下浸水
		学校	全壊	半壊	一部破損	流失	床上浸水	床下浸水
		学校	全壊	半壊	一部破損	流失	床上浸水	床下浸水
町営住宅 公民館等	施設名		被害区分(○で囲む)					
			全壊	半壊	一部破損	流失	床上浸水	床下浸水
			全壊	半壊	一部破損	流失	床上浸水	床下浸水
			全壊	半壊	一部破損	流失	床上浸水	床下浸水
			全壊	半壊	一部破損	流失	床上浸水	床下浸水
被害区分		被災場所	被災面積	市県国道の別				
道路	路肩崩れ							
	道路へ 土砂流入							
	浸水・流失							
略図								

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4. 農作物被害状況調査票

調査年月日 年 月 日

(調査地区 麻生 北浦 玉造 地区)

報告者 _____

計													
	被害面積												
	被害面積												
水稻	被害面積												
水稻	被害面積												
水稻	被害面積												
水稻	被害面積												
災害区分													
耕作者氏名 又は地域名													

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 災害区分欄には土砂流入、土砂埋没、冠水、浸水、倒伏の区分を記入して下さい。

11-3 国土交通省による災害対策用資機材の派遣手続き（様式）

様式-11（派遣要請様式）

第 号
年 月 日

関東地方整備局長殿

市長

災害対策用資機材等の派遣について（要請）

標記について、市内において発生した災害対応のため、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由

2. 引渡希望箇所

3. 引渡希望日 年 月 日

4. 受取責任者

電話

5. 要請資機材の種類・規格・台数

資機材名等	規格	数量	備考
		台	
		台	
		台	

6. 使用予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

7. 操作要員等

操作員 不必要 ・ 必要（ 名）
 保守員 不必要 ・ 必要（ 名）
 設置・撤去員 不必要 ・ 必要（ 名）
 設置機械（クレーン等） 不必要 ・ 必要（ 機械 台）

以上

年 月 日

借受書

関東地方整備局長 殿

市長

1. 借受物品の品名及び数量

- ・照明車 台
- ・投光器 台
- ・K u - S A T 台

2. 借受期間

- ・照明車 台
年 月 日～ 年 月 日
- ・投光器台及びK u - S A T
年 月 日～ 年 月 日

3. 返納期日及び返納場所

- ・返納期日： 年 月 日
- ・返納場所： 県 市 地先 年 月 日

※上記のとおり借り受けるものとし、借受後は借受条件を守り使用します。

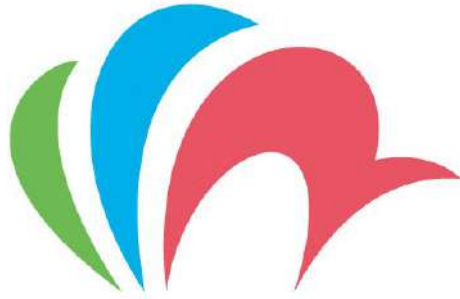
11-4 NTT 東日本による災害用伝言ダイヤルの操作方法

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生		
①	171をダイヤル	171				
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。				
		(暗証番号なし)		(暗証番号あり)		
		1	3	2	4	
		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地域の方はご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい 0XXX XXX XXXX				
伝言ダイヤルセンターに接続します。						
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX(暗証番号XXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)		1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押してください。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。	
		伝言の録音		伝言の再生		
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押してください。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音されるときは数字の3を押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください) [ガイダンス] 電話をお切り下さい。	
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。			[ガイダンス] 電話をお切り下さい。			
⑤	終了	自動で終話します。				

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)



行方市地域防災計画 資料編

平成19年3月発行
平成25年3月改訂
平成28年3月一部改訂
平成29年3月改訂
平成31年3月改訂
令和8年3月改訂

編集発行：行方市防災会議
事務局：行方市総務部総務課防災交通グループ

住 所：〒311-3892 茨城県行方市麻生 1561-9
電 話：0299-72-0811 (代)
F A X：0299-72-2174
H P：https://www.city.namegata.ibaraki.jp/
E-Mail：name-bousai@city.namegata.lg.jp
